

平成 22 年度第 1 回丸子地域協議会会議次第

平成 22 年 4 月 15 日(木)午後 3 時頃から
丸子地域自治センター4 階・講堂

1 開 会

2 自己紹介

3 地域協議会の概要と任務等について

[資料 1]

4 協議事項

(1) 丸子地域協議会運営要綱の確認について

(2) 会長及び副会長の選出について

(3) 次回会議の開催と今後の日程について

(4) その他

5 報告事項

(1) 第二期丸子地域協議会からの引継ぎ事項について

[資料 2]

6 その他

7 閉 会

平成22年度 丸子地域協議会委員名簿

(任期：平成24年3月31日) 敬称略/アイウエオ順

氏 名	自治会名(区)	備考
生田 淳一	西 内	
池内 孝一	上長瀬	
上原 正志	八日町	
内田 弘子	腰 越	
北村 好美	南 方	
倉沢 史子	中丸子	
上坂 耕司	荻 窪	
斉藤重一郎	西 内	
佐藤 誠一	中丸子	
清水 三枝	御嶽堂	
関 與康	狐 塚	
滝澤 芳則	南 方	
中澤ゆかる	八日町	
成澤 啓輔	中丸子	
松山 慶子	中丸子	
丸山かず子	下和子	
宮下 正明	下長瀬	
村松 正孝	下長瀬	
山越 健二	茂 沢	
横山 智美	腰 越	

上田市 丸子地域協議会 運営の手引き

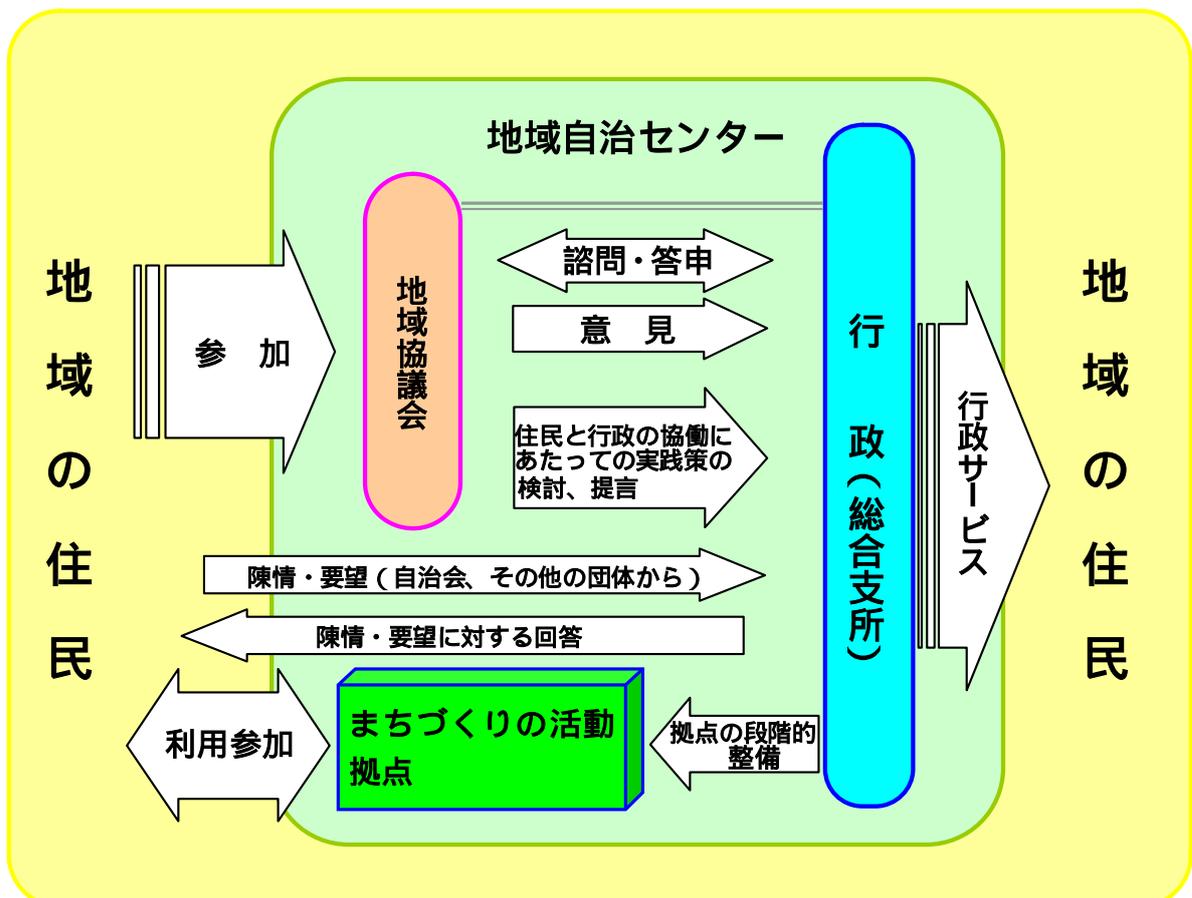
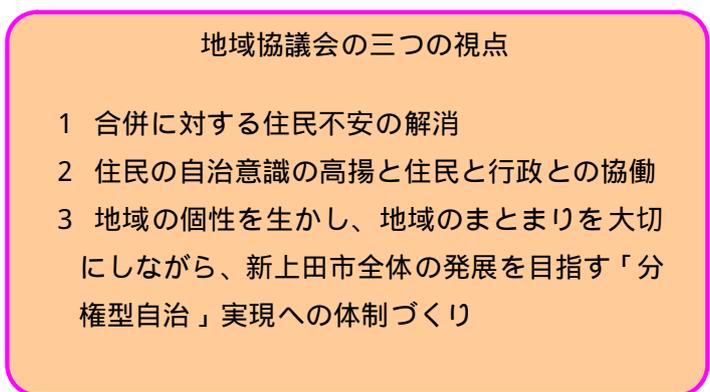
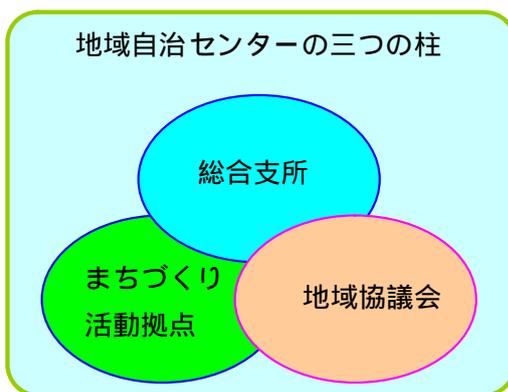
目 次

地域協議会の概要	1
1 上田市地域協議会の設置の目的	1
2 地域協議会の名称及び対象地区等	2
3 地域協議会に諮る事項等	3
4 地域協議会の構成	3
5 委員の任期	3
地域協議会の事務手続き	4
事務手順書	
1 地域協議会開催の庁内周知方法	4
2 諮問案件等の提出依頼	4
3 会議の非公開の決定	5
4 地域協議会開催の市民等への周知方法	5
5 諮問案件等の資料の提出	5
6 地域協議会委員への開催通知等の発送	6
7 地域協議会の公開の方法	6
8 会議概要の作成	7
9 会議概要の公表	7
10 諮問・答申の方法	8
(1) 諮問書の作成及び諮問の方法	8
(2) 答申書の様式及び答申の方法	8
(3) 答申書の処理	8
(4) 諮問書、答申書及び関係書類の公開	8
資料	
上田市地域自治センター条例	9
上田市地域協議会規則	12
丸子地域協議会会議運営要綱	13
審議会等附属機関の在り方等に関する基本方針	14
上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金交付要綱	18

地域協議会の概要

1 上田市地域協議会の設置の目的

上田市地域協議会は、地域住民の多様なニーズに的確に対応できる体制を構築するため設置した地域自治センターの三つの柱の一つで、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市の附属機関として、地域住民の意見を集約し、これを反映させ、政策づくりの段階から地域が参画・協働したまちづくりを進めるため、三つの視点により設置した。



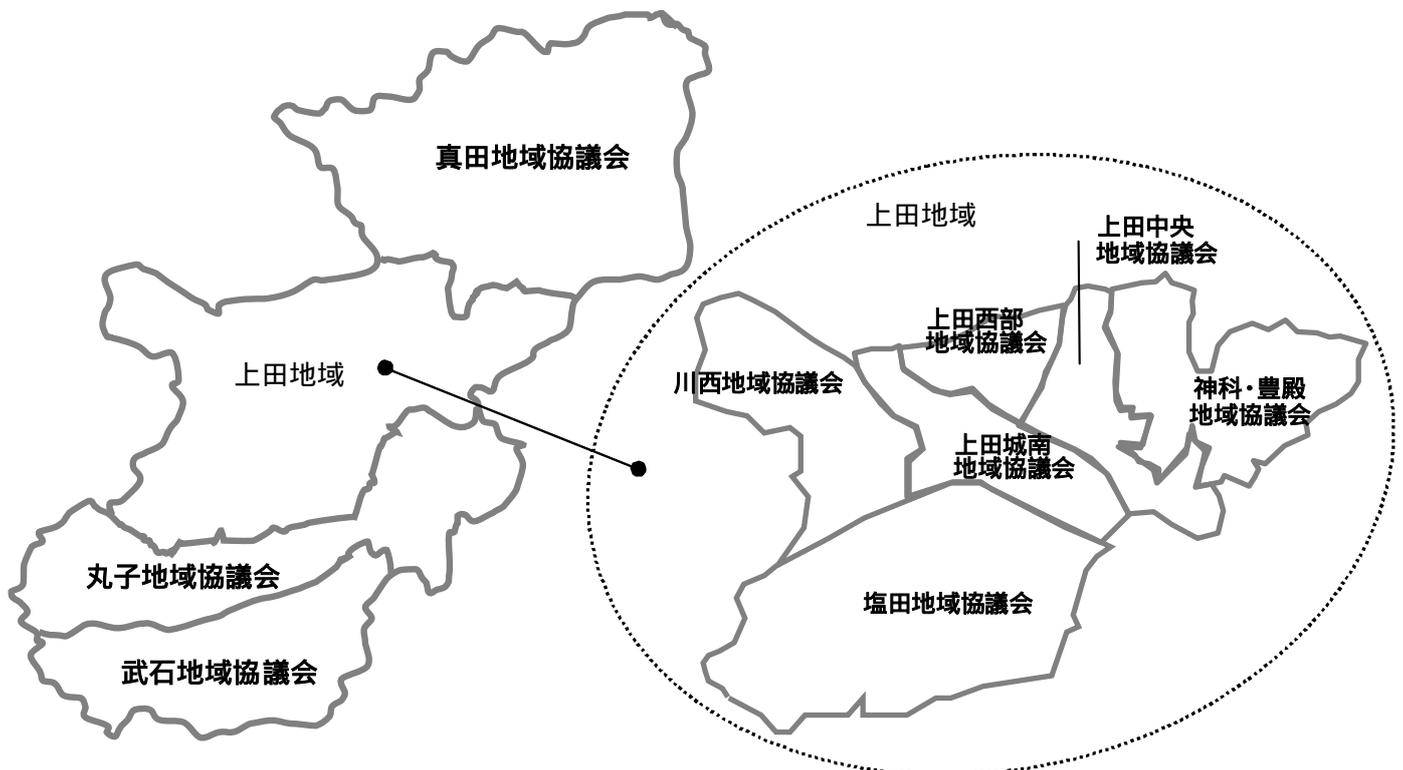
2 地域協議会の名称及び対象地区等

地域協議会は、公民館単位の地区を基本に9協議会が設置され、その名称及び対象地区並びに所管する地域自治センターは下記一覧表のとおり。

(上田市地域協議会規則第2条関係)

地域協議会の名称	対象地区	所管する地域自治センター
上田中央地域協議会	東部・南部・中央・北部・神川地区	上田地域自治センター
上田西部地域協議会	西部・塩尻地区	
上田城南地域協議会	城下・川辺・泉田地区	
神科・豊殿地域協議会	神科・豊殿地区	豊殿地域自治センター
塩田地域協議会	東塩田・中塩田・西塩田・別所温泉地区	塩田地域自治センター
川西地域協議会	川西地区	川西地域自治センター
丸子地域協議会	丸子地区	丸子地域自治センター
真田地域協議会	真田地区	真田地域自治センター
武石地域協議会	武石地区	武石地域自治センター

地域協議会対象地区図



3 地域協議会に諮る事項等

(上田市地域協議会規則第 3 条関係)

(1) 地域協議会に諮問する事項

- ア 新市建設計画の変更に関する事項
- イ 総合計画の基本構想及び基本計画の策定又は変更に関する事項
- ウ 特に必要と認める事項

(2) 地域協議会の意見を聴く事項

- ア 合併協定書（合併協定項目）の合意事項の見直しに関する事項
- イ 重要な公共施設の設置又は廃止に関する事項
- ウ 地域振興事業基金の活用に関する事項
- エ 特に必要と認める事項
 - ① わがまち魅力アップ応援事業
 - 地域協議会の対象地区に係る事業に関するもの
 - ・対象となる地域協議会
 - (上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項関係)
 - 地域協議会を定めにくい事業に関するもの
 - ・地域協議会の正副会長
 - (上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金交付要綱第 5 条第 2 項関係)

(3) 調査研究する事項

住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりに関する事項

4 地域協議会の構成

(上田市地域自治センター条例第 8 条関係)

- (1) 委員数 20 人以内。(うち女性委員登用率 40%以上を目標)
- (2) 各種団体等を代表する者、学識経験を有する者、公募者。
- (3) その他、市長が特に認めた者。
 - 委員数、委員構成は、各地域協議会によって異なる場合がある。

5 委員の任期

(上田市地域自治センター条例第 8 条関係)

- (1) 委員の任期は、2 年。
- (2) 再任されることはできるが、通算して 6 年を超える者は再任されない。

地域協議会の事務手続き

事務手順書

1 地域協議会開催の庁内周知方法

地域協議会を所管する地域自治センター事務担当課（事務担当課：下記一覧）は、地域協議会の会議の開催にあたり、開催する地域協議会名、開催日時、開催場所、諮問案件等連絡締切日（概ね開催の16日前）、諮問案件等資料提出締切日等（概ね開催の10日前）について、概ね3週間前までに庁内LANの「掲示板」に掲載し、全庁に周知するものとする。

地域協議会担当課一覧

事務担当課名	担当地域協議会名
上田地域自治センター まちづくり協働課	上田中央地域協議会 上田西部地域協議会 上田城南地域協議会
豊殿地域自治センター	神科・豊殿地域協議会
塩田地域自治センター	塩田地域協議会
川西地域自治センター	川西地域協議会
丸子地域自治センター 地域振興課	丸子地域協議会
真田地域自治センター 地域振興課	真田地域協議会
武石地域自治センター 地域振興課	武石地域協議会

2 諮問案件等の提出依頼

地域協議会に諮問案件等を提出する各地域自治センター担当課（担当課という。）は、指定の日（概ね開催の16日前）までに、諮問等の件名、答申希望期限、担当係名、出席予定説明者の職氏名、及び「審議会等附属機関の在り方等に関する基本方針4の(1)、及び4の(2)」に基づき、資料の公開・非公開（非公開の理由）の別等を明記し、諮問案件等提出依頼書（様式地協第 号）により、事務担当課あて庁内LANメールにて提出するものとする。

審議会等附属機関の在り方等に関する基本指針

4 審議会等会議の公開要領

(1) 趣旨

1の(3)のイに規定する審議会等会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(2) 会議公開の基準

会議は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、審議会等の長は事前に委員等に諮り、当該会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

ア 会議において、上田市情報公開条例（平成18年条例第12号）（以下「情報公開条例」という。）第8条の規定に該当する情報に関し審議する場合

イ 会議を公開することにより、公正、円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるなど会議の目的が達成されないと認められる場合

なお、審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

3 会議の非公開の決定

事務担当課は、担当課から非公開とする通知を受けた諮問案件等について、上田市地域自治センター条例第 10 条第 5 項の規定により、地域協議会と協議し、会議の一部又は全部の非公開を決定するものとする。

4 地域協議会開催の市民等への周知方法

地域協議会開催の市民等への周知方法は、「審議会等附属機関の在り方等に関する基本方針 4 の (3) 会議開催の周知」に基づき、事務担当課は地域協議会開催日の 2 週間前までに、所定の様式(様式第 2 号)により行政改革推進室へ報告するものとする。

審議会等附属機関の在り方等に関する基本指針

4 審議会等会議の公開要領

(3) 会議開催の周知

ア 周知の時期

会議の日程等は、会議開催日の 1 週間前までに公表するものとする。ただし、会議の開催が急を要する場合は、この限りではない。

イ 周知の方法

周知の方法は、上田市ホームページへの掲載、本庁舎 1 階行政資料コーナー及び各地域自治センターに「審議会等開催のお知らせ」のファイルを置くこと等により行う。

なお、周知する内容は行政改革推進室で取りまとめることとし、担当課は会議開催の 2 週間前までに審議会等開催のお知らせ(様式第 2 号)により行政改革推進室へ報告するものとする。

ウ 周知する内容

公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- (ア) 会議名
- (イ) 開催日時及び場所
- (ウ) 議題
- (エ) 会議の公開、非公開等の別
- (オ) 傍聴者の定員
- (カ) 問い合わせ先

5 諮問案件等の資料の提出

担当課は、諮問案件等資料提出締切日(概ね開催の 10 日前)までに、資料 30 部を事務担当課へ提出するものとする。

6 地域協議会委員への開催通知等の発送

事務担当課は、地域協議会開催の概ね 1 週間前までに、開催通知及び関係資料を同封し、地域協議会委員へ通知するものとする。

7 地域協議会の公開の方法

事務担当課は、上田市地域自治センター条例第 10 条第 5 項の規定により、非公開とされた会議を除き、「審議会等附属機関の在り方等に関する基本方針 4 の(4)」に定める、傍聴希望者から所定の様式（様式第 3 号）を提出させ公開による傍聴の手続き（開催当日）をとるものとする。

審議会等附属機関の在り方等に関する基本指針

4 審議会等会議の公開要領

(4) 会議の公開の方法

- ア 会議の公開は、審議会等の長が傍聴希望者に傍聴を認めることにより行うものとする。なお、傍聴希望者は、会議開催時間の 10 分前までに傍聴希望者受付用紙（様式第 3 号）を提出するなど所定の手続を取ることとする。
- イ 公開の会議における傍聴者の定員はあらかじめ定めておくとともに、当該会場に一定の傍聴席及び記者席を設けるものとする。
- ウ 傍聴希望者が多数の場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- エ 傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、会議資料のうち、4 の(2)の規定により非公開とされた資料を除く。
- オ 審議会等の長は、公開に当たり会議が公正かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に努めるものとし、傍聴者は審議会等の長の指示に従わなければならない。

地域協議会開催までの日程（1～7）

	3週間前	2週間前	1週間前	当日
事務担当課	会議開催通知	（様式第 2 号） 会議開催等 報告	委員へ 資料送付	（様式第 3 号） 傍聴手続き
担当課		（様式第 3 号） 諮問案件等 連絡	諮問案件等 資料提出	会議開催日
		16日前	10日前	

8 会議概要の作成

事務担当課は、会議終了後速やかに(概ね 1 週間)「審議会等附属機関の在り方等に関する基本方針 4 の(5)」に定める所定の様式(様式第 4 号)により、会議概要を作成するものとする。

審議会等附属機関の在り方等に関する基本指針

(5) 会議概要の作成

審議会等は、会議の終了後速やかに会議概要(様式第 4 号)を作成するものとする。

(6) 会議概要の公表

ア 審議会等は、4 の(2)の規定により非公開とされたものを除き、会議に係る会議概要を公表するものとする。

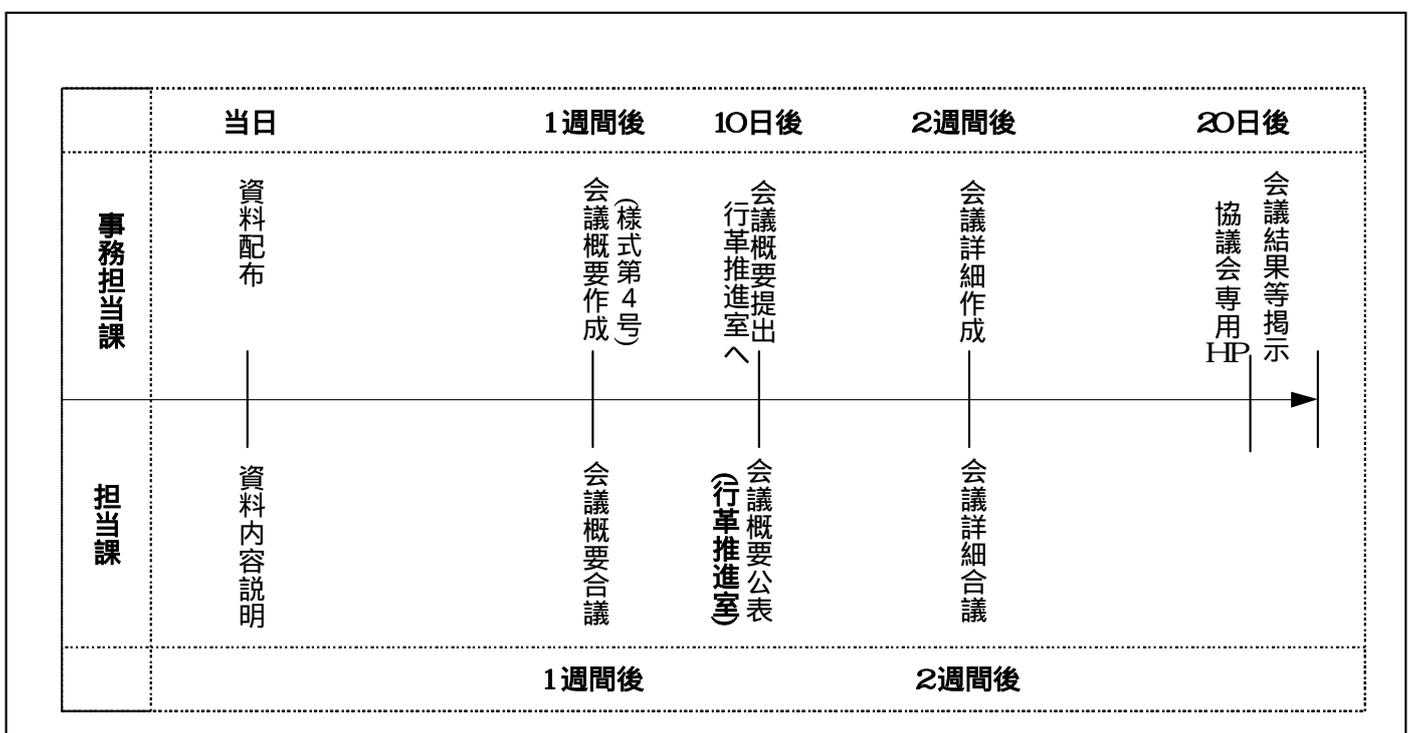
なお、非公開としたものについては、その理由を会議概要に明記することとする。

イ 公表は、上田市ホームページへの掲載、本庁舎 1 階行政資料コーナー及び各地域自治センターに「審議会等会議の開催結果」のファイルを置くこと等により行う。

ウ 会議概要は行政改革推進室で取りまとめることとし、担当課は会議終了後、会議概要を行政改革推進室へ速やかに提出するものとする。

9 会議概要の公表

会議概要は、非公開とされたものを除き「審議会等附属機関の在り方等に関する基本方針 4 の(6)」の規定により、概ね 1 週間後までに事務担当課が作成し、担当課へ合議後、概ね 10 日後までに行政改革推進室へ提出するものとする。また、会議結果等、会議詳細については、2 週間後までに事務担当課が作成し、担当課へ合議後、上田市のホームページの地域協議会専用ページ等へ掲載(概ね 20 日後までに)するものとする。



10 諮問・答申の方法

(1) 諮問書の作成及び諮問の方法

地域協議会に諮問する担当課は、諮問案件資料提出時（会議開催の 10 日前）に、**諮問書（様式地協第 号）**を作成し、事務担当課に提出するものとする。

地域協議会への諮問は、地域協議会の会議において、地域協議会会長に対し、市長その他の市の機関（市長等）が行うものとする。なお、原則として市長等の日程は事務担当課が調整するものとする。

(2) 答申書の様式及び答申の方法

地域協議会から諮問に対する答申を受ける場合は、**答申書（様式地協第 号）**によるものとする。

答申の方法は、原則として地域協議会会長から市長等へ答申するものとする。
なお、原則として市長等の日程は、事務担当課が調整するものとする。

(3) 答申書の処理

答申書及び答申資料は、**担当課が処理し、保管するものとする。**

(4) 諮問書、答申書及び関係書類の公開

事務担当課は、非公開とされたものを除き、諮問書、答申書及び関係資料等について公開するものとする。

上田市地域自治センター条例

平成18年3月6日

条例第10号

(設置)

第1条 市民の参加と協働による住民自治の向上に寄与し、地域の個性とまとまりを大切にしながら上田市全体の発展を目指す分権型自治を構築するため、地域自治センターを設置する。

(名称、位置等)

第2条 地域自治センターの名称、位置及び対象区域は、次のとおりとする。

名称	位置	対象区域
上田地域自治センター	上田市大手一丁目11番16号	合併前の上田市の区域
丸子地域自治センター	上田市上丸子1612番地	合併前の丸子町の区域
真田地域自治センター	上田市真田町長7178番地1	合併前の真田町の区域
武石地域自治センター	上田市上武石77番地	合併前の武石村の区域

2 前項の上田地域自治センターの区域に、次の地域自治センターを置き、その名称、位置及び対象区域は、次のとおりとする。

名称	位置	対象区域
豊殿地域自治センター	上田市芳田1261番地2	林之郷、芳田の一部、殿城、漆戸
塩田地域自治センター	上田市中野20番地	小島、本郷、山田、手塚、新町、十人、前山、野倉、八木沢、舞田、保野、五加、中野、下之郷、富士山、古安曾、別所温泉
川西地域自治センター	上田市浦野61番地1	浦野、岡、仁古田、越戸、小泉の一部、上室賀、下室賀

(地域自治センターの役割)

第3条 地域自治センターは、市民に身近な業務を行い、地域の意見を反映し、さまざまなまちづくり活動を行う拠点として、次の役割を担う。

- (1) 地域振興や地域課題に関すること。
- (2) 生涯学習及び地域福祉等住民に身近な施設に関すること。
- (3) 住民と協働して行うまちづくりに関すること。
- (4) 住民自治の推進並びにコミュニティ活動の育成及び支援に関すること。

(支所機能)

第4条 地域自治センターのうち、丸子地域自治センター、真田地域自治センター、武石地域自治センター、豊殿地域自治センター、塩田地域自治センター及び川西地域自治センターについては、地方自治法(昭和22年法律第67号、以下「法」という。)第155条第1項及び第2項の規定による市長の権限に属する事務を分掌させる支所とし、その所管区域は、第2条の対象区域とする。

(地域協議会)

第5条 地方自治法第138条の4第3号の規定により、地域の重要事項の決定に市民の意見や要望を反映させるため、地域協議会を置く。

2 地域協議会は、第2条第1項に定める地域自治センターに複数置くことができるものとする。

3 地域協議会の名称及び対象地区及び当該地域協議会を所管する地域自治センターは、市長が別に定める。

(任務等)

第 6 条 地域協議会は、対象地区に係る事項について、市長その他の市の機関（以下「市長等」という。）の求めに応じて審議するものとする。

2 地域協議会は、対象地区に係る事項について、市長等に対して自ら意見を述べるができるものとする。

3 地域協議会は、対象地区に係る住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりについて調査研究を行うものとする。

第 7 条 市長等は、地域協議会の対象地区に係る重要事項の決定又は変更に当たっては、あらかじめ地域協議会の意見を聴くものとする。

2 市長等は、前条第 2 項の規定により地域協議会からの意見の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第 8 条 地域協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、地域協議会の対象地区に住所を有する者のうちから市長が委嘱する。ただし、市長が特に認めた者については、この限りではない。

3 市長は、前項の規定による委員の委嘱に当たり、委員の構成が対象地区の市民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮するものとする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再選されることができる。ただし、在任期間を通算し、6 年を超える者は、再選されることはできない。

6 委員は、地域協議会の対象地区に住所を有しなくなったときは、その職を失う。ただし、市長が特に認めた者、この限りではない。

(会長及び副会長)

第 9 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 10 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、委員の 4 分の 1 以上から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、協議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(補則)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 7 月 1 日条例第 285 号)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

(施行時の委員の特例)

- 第 2 条 この条例の施行の日以後最初に選任した委員（以下「施行時の委員」という。）の任期は、第 8 条第 4 項の規定にかかわらず、市長が別に定める日までの間とする。
- 2 施行時の委員が再任される場合において、第 8 条第 5 項ただし書の規定により当該委員の在任期間を通算するときは、前項の任期における在任期間を 2 年とみなす。

上田市地域協議会規則

平成18年7月1日

規則第208号

(趣旨)

第1条 この規則は、上田市地域自治センター条例(平成18年条例第10号。以下「条例」という。)

第5条第3項及び第11条の規定により、地域協議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域協議会の名称等)

第2条 地域協議会の名称及び対象地区並びに当該地域協議会を所管する地域自治センターは、次のとおりとする。

名 称	対 象 地 区	所 管 す る 地域自治センター
上田中央地域協議会	東部地区、南部地区、中央地区、 北部地区及び神川地区	上田地域自治センター
上田西部地域協議会	西部地区及び塩尻地区	上田地域自治センター
上田城南地域協議会	城下地区、川辺地区及び泉田地区	上田地域自治センター
神科・豊殿地域協議会	神科地区及び豊殿地区	豊殿地域自治センター
塩田地域協議会	東塩田地区、中塩田地区、 西塩田地区及び別所温泉地区	塩田地域自治センター
川西地域協議会	川西地区	川西地域自治センター
丸子地域協議会	丸子地区	丸子地域自治センター
真田地域協議会	真田地区	真田地域自治センター
武石地域協議会	武石地区	武石地域自治センター

(地域協議会の対象地区に係る重要事項等)

第3条 条例第7条第1項に規定する地域協議会の対象地区にかかる重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 新市建設計画に関する事項
- (2) 総合計画の基本構想及び基本計画に関する事項
- (3) 合併協定書の合意事項
- (4) 重要な公共施設の設置又は廃止に関する事項
- (5) 地域振興事業基金の活用に関する事項

2 前項第1号及び第2号に規定する事項は、諮問事項とする。

3 市長は前2項の規定にかかわらず、特に必要と認められた事項については、あらかじめ地域協議会の意見を聴き、又は諮問するものとする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成18年7月10日上田市規則第215号)

この規則は、公布の日から施行する。

丸子地域協議会会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、丸子地域協議会（以下「地域協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長の互選の方法)

第2条 会長及び副会長の互選の方法は、地域協議会で協議して定める。

(会長等の責務)

第3条 会長は、迅速かつ能率的な議事の運営に努めなければならない。

2 副会長は、会長を補佐し、迅速かつ能率的な議事の運営に協力しなければならない。

3 委員は、地域協議会に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(地域協議会の会議の招集等)

第4条 会長は、地域協議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ議事、日時及び会場を委員に通知しなければならない。

(欠席の申出)

第5条 委員は、会議に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は平成18年10月2日から施行する。

審議会等附属機関の在り方等に関する基本指針

この指針は、審議会等附属機関（以下「審議会等」という。）の適正な設置及び運営、委員の選考並びに会議の公開等について必要な事項を定めることにより、審議会等の透明性及び公正性を確保するとともに、市政に対する市民参加の促進と理解を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

1 審議会等の基本的な在り方

(1) 審議会等の定義

この指針の対象となる審議会等とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関及びこれに準ずるものとする。

(2) 審議会等の設置・見直し

ア 新たに設置する場合

新たな行政課題に対応して調査審議等を行うため審議会等を新設する場合には、審議会等附属機関の設置条例を制定することを原則とする。また、類似又は関連する既存の審議会等の有効活用や一般的な会議の開催等による対応を十分検討するなど、安易に審議会等を設置しないよう留意するとともに、設置に当たっては行政改革推進室と協議するものとする。

イ 審議会等の在り方の見直し

既に設置されている附属機関で、次のいずれかに該当するものについては、改選期等に見直しを行い、廃止又は統合等改善措置を実施するものとする。

- (ア) 既に設置の目的を達成したもの
- (イ) 社会経済情勢の変化等に伴い設置の必要性が低下したもの
- (ウ) 活動状況が著しく不活発なもの
- (エ) 定例的な報告や情報交換程度の形式的開催が主であるもの
- (オ) 一般的な会議又は他の行政手段による対応が可能であるもの
- (カ) 類似又は関連する附属機関の部会等として設置すれば足りるもの
- (キ) 行政の総合性及び効率性を確保するため統合することが望ましいもの

(3) 審議会等への市民参加等

ア 審議会等委員の公募

市民ニーズが多様化、高度化する中で、審議会等における調査・審議の場は、市民がさまざまな市政運営に参加し、意見を反映できる機会として重要な役割を果たすことから、委員の公募を推進すること。

イ 女性の登用を積極的に図るものとする。

ウ 審議会等会議の公開

会議の公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市政に対する市民の知る権利を保障・拡充し、もって開かれた市政のよりいっそうの推進を図るため、審議会等の会議は原則公開とする。

(4) 審議会等委員の選考・構成

ア 委員の選考

委員の選考については、地方分権時代に対応し、より幅広く人材の登用を図る必要があることや、統一した選考基準により審査を行うことで審議会等の適正な設置・運営が推進されることから、審議会等附属機関委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、審査するものとする。

イ 委員数の制限

委員数は、当該審議会の運営の効率化と実質的な審議を確保するために必要な最小限とする。

ウ 再任の制限

同一審議会等での在任期間は、原則として3期6年以内とする。

エ 年齢の制限

原則として20歳以上とする。

オ 女性の登用

女性登用率は原則40%以上とする。

カ 公募委員の登用

審議会等の設置目的、審議内容等を十分勘案した上で、原則として最低1人以上の公募委員を登用する。

キ 兼務の制限

同一人が多数の審議会等の委員を兼ねないように、原則として兼職数は「2」を上限とする。(ただし、地域協議会については例外とする。)

ク 関係団体への依頼

改選期等に当たっては、当該審議会における関係団体の構成等について検討を行うとともに、推薦の依頼に当たっては団体の代表者に限定せず、適任者が得られるよう配慮する。

ケ 市議会議員の参画

新設する審議会等へ市議会議員の参画を要請する場合は、あらかじめ行政改革推進室へ協議するものとする。

コ 市職員の取扱い

法令、条例等で特別の定めがあるものを除き、原則として常勤の一般職職員は審議会等の委員としない。

2 審議会等委員の公募要領

(1) 趣旨

1の(3)のアに規定する審議会等委員の公募に関し、必要な事項を定めるものとする。

(2) 公募の方法

公募は、広報うえだ等へ次に掲げる内容の募集記事を掲載して行う。なお、各課の募集記事は、行政改革推進室で取りまとめ秘書課へ依頼するものとする。

ア 審議会名

イ 審議会の主たる目的及び任期

ウ 応募資格

エ 募集人数

オ 応募方法及びレポートのテーマ

カ 選考の方法

キ 問い合わせ先

(3) 応募資格及び応募方法

応募資格は、市内在住者で、年齢は原則として20歳以上とする。なお、公募の方法により審議会等へ参画できるのは、原則として1人1審議会までとする。

応募方法は、所定の応募申込書(様式第1号)に、レポートを添えて担当課へ提出する。

(4) 選考の方法

選考は、1の(4)のアに規定する選考委員会において行う。なお、選考方法は別に定めるものとする。

(5) 応募者への通知

選考の結果については、担当課から各応募者に通知するものとする。

3 審議会等附属機関委員選考委員会要領

(1) 趣旨

1の(4)のアに規定する選考委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(2) 組織

選考委員会の組織は、次のとおりとする。

- ア 委員長 副市長
- イ 副委員長 総務部長
- ウ 委員 上田地域自治センター長、丸子地域自治センター長、
真田地域自治センター長、武石地域自治センター長、
総務部参事、教育次長、男女共同参画課長、行政改革推進室長
- エ 事務局 行政改革推進室

(3) 開催日

選考委員会は、必要に応じて開催するものとする。

(4) 選考委員会の任務

審議会等の委員候補者等について、1の(4)に規定する観点から審査を行い、決定する。

(5) 委員選考の手順

委員選考の手順は、別に定める附属機関委員選考事務手順書によるものとする。

(6) 選考委員会の開催を必要としない場合

選考委員会の開催を必要としない審議会等の委員の選考等は次のとおりとする。

- ア 選挙等により市議会選出の委員が変更になる場合
- イ 団体推薦並びに充て職による委員で、人事異動等により変更となる場合
- ウ その他委員長が認める場合

4 審議会等会議の公開要領

(1) 趣旨

1の(3)のイに規定する審議会等会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(2) 会議公開の基準

会議は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、審議会等の長は事前に委員等に諮り、当該会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- ア 会議において、上田市情報公開条例（平成18年条例第12号）（以下「情報公開条例」という。）第8条の規定に該当する情報に関し審議する場合
 - イ 会議を公開することにより、公正、円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるなど会議の目的が達成されないと認められる場合
- なお、審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(3) 会議開催の周知

ア 周知の時期

会議の日程等は、会議開催日の1週間前までに公表するものとする。ただし、会議の開催が急を要する場合は、この限りではない。

イ 周知の方法

周知の方法は、上田市ホームページへの掲載、本庁舎 1 階行政資料コーナー及び各地域自治センターに「審議会等開催のお知らせ」のファイルを置くこと等により行う。

なお、周知する内容は行政改革推進室で取りまとめることとし、担当課は会議開催の 2 週間前までに審議会等開催のお知らせ（様式第 2 号）により行政改革推進室へ報告するものとする。

ウ 周知する内容

公表の内容は、次に掲げる事項とする。

(ア) 会議名

(イ) 開催日時及び場所

(ウ) 議題

(エ) 会議の公開、非公開等の別

(オ) 傍聴者の定員

(カ) 問い合わせ先

(4) 会議の公開の方法

ア 会議の公開は、審議会等の長が傍聴希望者に傍聴を認めることにより行うものとする。なお、傍聴希望者は、会議開催時間の 10 分前までに傍聴希望者受付用紙（様式第 3 号）を提出するなど所定の手続を取るものとする。

イ 公開の会議における傍聴者の定員はあらかじめ定めておくとともに、当該会場に一定の傍聴席及び記者席を設けるものとする。

ウ 傍聴希望者が多数の場合は、抽選により傍聴者を決定する。

エ 傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、会議資料のうち、4 の(2)の規定により非公開とされた資料を除く。

オ 審議会等の長は、公開に当たり会議が公正かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に努めるものとし、傍聴者は審議会等の長の指示に従わなければならない。

(5) 会議概要の作成

審議会等は、会議の終了後速やかに会議概要（様式第 4 号）を作成するものとする。

(6) 会議概要の公表

ア 審議会等は、4 の(2)の規定により非公開とされたものを除き、会議に係る会議概要を公表するものとする。なお、非公開としたものについては、その理由を会議概要に明記することとする。

イ 公表は、上田市ホームページへの掲載、本庁舎 1 階行政資料コーナー及び各地域自治センターに「審議会等会議の開催結果」のファイルを置くこと等により行う。

ウ 会議概要は行政改革推進室で取りまとめることとし、担当課は会議終了後、会議概要を行政改革推進室へ速やかに提出するものとする。

(7) 特別の定めがある場合の取扱い

審議会等の会議の公開について、法令等に特別の定めのあるときは、その定めるところによるものとする。

附 則

この指針は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この指針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この指針は、平成 20 年 5 月 2 日から施行する。

この指針は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民自らが創意工夫し、多くの市民の参加による住民交流を促進し、上田市の一体感を醸成する特色あるまちづくりや、地域資源を活用し地域の価値を高めることにより、ふるさとに夢と誇りを持ち、コミュニティを活性化させる個性的な地域づくりを推進するため、市民の団体が取り組む事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、補助金等交付規則（平成18年規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- (1) 5人以上の市民で構成される団体であること。
- (2) 主に市内で事業を実施する団体であること。
- (3) 政治、宗教又は営利を目的としない団体であること。
- (4) 設立趣旨、活動内容等から、補助の対象として不相当と認められない団体であること。

(対象事業、対象経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助額は、次のとおりとする。ただし、当該年度に国、地方公共団体及びそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の対象となる事業、政治、宗教又は営利を目的とする事業その他市長が適当でないとする事業については、補助金の交付の対象としない。

対象事業	対象経費	補助額
個性あるふるさとづくり支援事業	自治会又は上田市自治会連合会地区連合会が主体的に行う継続性のある事業で、地域資源を活用し、地域の価値を高めることによりコミュニティの活性化を図ることを目的とするものの実施に要する経費	150万円以内
特色あるまちづくり支援事業	まちづくりに熱意及びアイデアを持つ住民が自主的に計画し、及び実施する事業で、不特定多数の者の利益又は社会の利益につながるものの実施に要する経費	100万円以内
備考 1 対象経費の算定においては、事業の実施につき、その他の特定財源がある場合は、当該額を対象経費から除算するものとする。 2 次に掲げるものは、補助金の対象経費としない。 (1) 団体の事務所等を維持するための経費 (2) 団体の経常的な事業に要する経費 (3) 団体の構成員による会合の飲食費 (4) 団体の構成員に対する人件費、謝礼 (5) 不動産の取得費 (6) 公租公課等の経費 (7) その他市長が不相当と認める経費		

(選考申込書の提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する申請書の提出に先立ち、上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金選考申込書（以下「選考申込書」という。）を市長に提出しなければ

ばならない。

（補助事業の審査及び交付の内示）

第5条 市長は、前条の規定による選考申込書の提出があった場合は、事業の実施区域に応じ、当該区域を対象区域とする地域協議会に事業の審査及び補助金の交付額について意見を求めるものとする。

2 前項の場合において、意見を聴取する地域協議会を定めにくい事業については、各地域協議会の正副会長で組織する上田市地域協議会正副会長会に事業の審査及び補助金の交付額について意見を求めるものとする。

3 市長は、前2項の意見を尊重し、補助金を交付する事業を決定し、補助金の交付額を内示するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第3条に規定する申請書は、上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金交付申請書によるものとする。

（補助事業の内容の変更等）

第7条 規則第5条第1項第3号の規定による市長の承認を必要とするのは、交付対象経費を20%以上減額する場合とする。

2 前項の変更をする場合は、上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金変更承認申請書を提出するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金実績報告書によるものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 補助金の交付（概算払いを含む。）を受けようとするときは、上田市わがまち魅力アップ応援事業補助金交付（概算払）請求書を提出して行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

（上田市元気な地域づくり事業補助金交付要綱等の廃止）

2 次に掲げる告示（次項において「廃止告示」と総称する。）は、廃止する。

(1) 上田市元気な地域づくり事業補助金交付要綱（平成13年上田市告示第22号）

(2) 丸子町住民提案型事業補助金交付要綱（平成17年丸子町告示第22号）

(3) 真田町地域づくり活動助成事業実施要綱（平成10年真田町告示第149号）

(4) 特色ある地域づくり事業実施要綱（平成10年真田町告示第149号）

（廃止告示に係る経過措置等）

3 この告示の施行の日の前日までに廃止告示の規定に基づき交付決定を受けた補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。

4 廃止告示の規定に基づき既に補助金の交付を受けたことのある事業については、この告示の規定に基づく補助金を交付しない。ただし、平成19年度において、丸子町住民提案型事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けている事業のうち、同要綱に基づく補助金の交付が通算して3回に満たないものについては、この限りでない。

第 期丸子地域協議会からの引継ぎ事項

丸子地域協議会諮問答申・意見書等一覧

諮問・答申件数2件

諮問日(答申日)	諮問案件	答申内容・取扱い	ページ
H18.12.20 (H19.2.9)	第一次上田市総合計画 「地域まちづくり方針」	・地域まちづくり方針「丸子地域」7項目について答申。第一次上田市総合計画に掲載。	2~3
H20.9.12 (H20.11.19)	丸子地域公有土地建物の有効活用	・カネボウ跡地、丸子ファーストビルについて、諮問にそって、付帯意見を付して答申。	4~6
		・カネボウ食堂棟活用検討専門部会 第三期地域協議会への引継ぎ事項。	7~9

意見書提出件数7件

提出日(回答日)	意見書名	取扱い	ページ
H19.11.21 (H20.1.21)	依田川リバーフロント市民協働事業	・平成20年度 協議会専門部会で検討。 ・平成21年度 実行委員会で検討。 2/18・キックオフイベント市民会議開催。 実行委員会で引き続き検討予定。	10~13
H20.6.13 (H20.6.30)	平成20年度わがまち魅力アップ応援事業の採択	・個性あるふるさとづくり事業5事業採択。 ・特色あるまちづくり事業10事業採択。	14
H20.9.12 (H20.9.19)	平成20年度わがまち魅力アップ応援事業(追加募集分)の採択	・特色あるまちづくり事業1事業採択。	15
H21.3.13 (H21.3.31)	平成21年度わがまち魅力アップ応援事業の採択	・個性あるふるさとづくり事業6事業採択。 ・特色あるまちづくり事業12事業採択。	16
H21.12.18	丸子地域の防犯灯のLED化	・2/26・地域協議会にて回答について事前協議。 第三期地域協議会への引継ぎ事項。	17
H22.2.25	地域協議会のあり方	第三期地域協議会への引継ぎ事項。	18~19
H22.3.12 (H22.3.31)	平成22年度わがまち魅力アップ応援事業の採択	・個性あるふるさとづくり事業6事業採択。 ・特色あるまちづくり事業6事業採択。	20

その他

H22.3.19	第二期地域協議会委員からの引継ぎ・反省等	21~22
----------	----------------------	-------

第 期・第 期丸子地域協議会の活動状況.....23ページ~

18政発第 229号-4
平成 18年 12月 20日

丸子地域協議会
会長 片 桐 久 様

上田市長 母 袋 創 一

諮 問 書

上田市地域自治センター条例第7条第1項の規定に基づき、下記の件につき、貴会の意見を求めます。

記

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 件 名 | 第一次上田市総合計画「地域まちづくり方針」について |
| 2 諮問資料 | 別紙のとおり |
| 3 答申期限 | 平成19年2月5日(月) |
| 4 担当部課 | 政策企画局 政策企画課 |

平成 19年 2月 9日

上田市長 母袋創一 様

丸子地域協議会
会長 片 桐 久

答 申 書

平成 19年 12月 20日付け 政発第 229号-4にて諮問のあった件につき、下記のとおり答申します。

記

- | | |
|--------|--|
| 1 件 名 | 第一次上田市総合計画「地域まちづくり方針」について |
| 2 答申内容 | 別紙「丸子地域第一次上田市総合計画「地域まちづくり方針」(答申)丸子地域協議会」のとおり |

丸子地域

【地域特性と発展の方向】

地域内に集積している製造業を中心とした産業資源や技術力を生かし、産業の活性化を図ることにより雇用を促進し新市の発展を支えていきます。

また、福祉の充実や生活環境の整備によって職住近接のゆとりある生活空間を形成するとともに、丸子温泉郷や豊かな自然・文化を生かすことで、心和む健康の里としての機能や、生涯学習の里としての機能を担っていきます。

項 目	地域まちづくり方針
	<p>軽快な交通ネットワークの整備</p> <p>国道152号と国道254号が通る丸子地域は交通の要所であるため、大型車の交通量が多く、引き起こされる騒音や渋滞によって住環境などが悪化しており、また、国道254号は代替路線や緊急時の迂回路がないといった課題もあります。</p> <p>平井寺トンネルの早期無料化や国・県道の整備を国・県に働きかけるとともに依田川左岸連絡道路や上田地域都市環状道路等の道路整備を進め、地域内を通過する車両の分散で騒音や渋滞を減らすことによって、安心・安全な環境の構築を目指すとともに、人・物・情報の循環と地域外交流の促進を支えていきます。</p>
	<p>健康×観光×自然=交流人口の拡大</p> <p>豊かな自然環境に加え、丸子温泉郷といった観光資源や医療機関を中心とした健康づくりの環境に恵まれています。また、信州国際音楽村周辺においては、住民の創意と工夫のもとに音楽と自然とが調和した公園づくりが進められています。</p> <p>さらに、アメリカ合衆国ブルームフィールド市郡との友好提携やアップウィズピープルへの係わりなど、国際親善の経験と実績が丸子地域には蓄積されています。</p> <p>こうした丸子地域特有の資源を最大限に生かし、世界を視野に入れた交流人口の拡大に取り組んでいきます。</p>
	<p>新たな産業ブランドの創出</p> <p>丸子地域は依田窪地域の玄関口としての役割を担うため、地域内商店街へのゆとり空間の創出や、顧客ニーズに合わせた商業経営ができるよう商業の集積を行うとともに、後継者の育成を支援していきます。</p> <p>陣場台地ではその土壌の特性を生かし、加工用ブドウ畑の造成を今後も推進するとともに周辺環境の整備を進めることによって、新たな産業ブランドの創造を目指し、農業と観光、商業の融合を図りながら上田市の魅力を高めることにつなげていきます。</p>
	<p>生涯学習活動拠点の充実と新図書館の整備</p> <p>生涯学習の拠点として、丸子文化会館や信州国際音楽村などの充実を図ります。</p> <p>さらに、生涯学習などの市民活動からビジネス活動まで様々な要望に応えることのできる、人・物・情報の集積と発信を行います。また、新図書館に集う人的交流により生み出されるネットワークを生かし、地域に目を向けた様々な活動を促進することで、丸子地域及び市全域の活性化を図っていきます。</p>
	<p>可能性を秘めた雇用・居住・福祉の拠点整備</p> <p>(株)カネボウ丸子工場跡地は旧丸子町土地開発公社（現上田市開発公社）が代行買収し、平成21年度までの計画的な取得を続けています。この広大な土地の活用については、新たなにぎわいと憩いの場として、雇用・居住・福祉において丸子地域及び市全域の拠点となるよう、住民の意見を聴きながら整備を進めていきます。</p>
	<p>未来が他産業の振興と起業マインドの育成</p> <p>新たな地域産業の発展のためには、新技術の開発や未来型の産業化、新規企業の参入及び起業が必要です。</p> <p>神の倉工業団地や遊休地等を活用して企業誘致を進めるとともに、地域の繁栄を支えてきた工業については、新たな技術の高度化や企業間及び産学官の連携により振興を促進します。</p>
	<p>自然環境の保全と人々が共生できる地域づくり</p> <p>多様な機能を持つ森林や里山を保全するとともに、潤いをもたらす依田川・内村川の水辺周辺的环境整備を図り、ウォーキングロードや親水公園など健康づくりと憩いの場を創出します。</p> <p>また、次世代を担う子どもたちを安心して産み、育てられる環境整備を促進し、地域ぐるみで子どもたちを守り育てる環境づくりや、地域が一体感のもてるコミュニティづくりを進めるなど、市民との協働による地域づくりを目指します。</p>

20丸地発第 3887号
平成 20年 9月 12日

丸子地域協議会
会長 片 桐 久 様

上田市長 母 袋 創 一

諮 問 書

上田市地域自治センター条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記の件につき、貴会の意見を求めます。

記

- 1 件 名 丸子地域公有土地建物の有効活用について
- 2 諮問資料 別紙のとおり
- 3 答申期限 平成 20年 11月末日
- 4 担当部課 丸子地域自治センター 地域振興課

平成 20年 11月 19日

上田市長 母袋創一 様

丸子地域協議会会長 片 桐 久

答 申 書

平成 20年 9月 12日付け 20丸地発第 3887号を持って諮問のありました件について下記のとおり答申します。

記

- 1 件 名 丸子地域公有土地建物の有効活用について
- 2 答 申 この度諮問のありました件につきましては、何れも丸子地域にとって将来にわたる重要な課題と認識し慎重に審議しました。地域住民の中心市街地に対する思いを受け止め、また市が持続的に発展することを切望し、諮問にそって推進されますよう以下の意見を付して答申します。市当局におかれましては、市民の思いを受け止めていただき、一層の地域振興にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

(1) カネボウ跡地について < 付帯意見 >

- ・ 地元商店街の振興について積極的な支援と配慮を要望する。
- ・ 土地開発公社の保有する土地について積極的に売却、活用を図るよう要望する。
- ・ 旧食堂棟等既存施設については、地域の商工団体等が行う地域の活性化や住民の福祉に資する事業に活用できるよう配慮いただきたい。

(2) 丸子ファーストビルについて < 付帯意見 >

- ・ 情報館については、当初の設置目的が達成したと思われるので、今後のあり方を検討されたい。
- ・ 勤労者福祉センターは、街中心地にあることから、より多くの市民が利用出来るよう名称及び設置目的の見直しを検討されたい。
- ・ 商工会の行う商店街の活性化事業に行政の積極的な支援を要望する。

カネボウ跡地について

現状

旧カネボウ丸子工場跡地（142,037 m²）は、旧丸子町土地開発公社が取得し、民間活用と公共的活用を基本として再開発を進めてきた。民間活用としては、企業への売却（27,049 m²）と定期借地権による商業用地（16,155 m²）として活用し、公共的活用としては、公園（ベルパーク 10,662 m²）、中丸子保育園（5,950 m²）、老人福祉施設（13,623 m²）、給食センター（3,700 m²）として活用してきている。

現状として、中丸子保育園北側の約 7,224 m²と給食センター南側 31,136 m²の未利用地（何れも上田市土地開発公社所有）の活用が課題となっている。殊に中央区画（給食センター南側の一団の用地）は先行して開発された商業区画との連続性が確保されることから、集客上、魅力ある用地となっている。

課題

現在、上記市有地において定期借地権により商業テナント事業をしている大和リース株式会社から、同用地を買取り新たに中央区画に約 10,500 m²の用地を定期借地権により賃貸し、商業テナント事業を拡充したい旨の申し入れがあった。

昨年も同様な申し入れがあり、特に地元商業者の意向等について説明会や懇談会を開催してきたが、丸子地域の中心商店街の危機的状況から賛成を得られないまま今日に至っている。なお、地元商業者の要望でもある中心商店街活性化への取組みについては、中心部に位置する再開発ビル（ファーストビル）のリニューアル活用の検討や TMO の実施に向けた活動支援を商工会と連携して進めている。

諮問

次の から について意見を求めます。

現在定期借地権により賃貸している約 1万6千平方メートルの売却について。

新たに約 1万平方メートルを商業用テナント用地として定期借地権により賃貸することについて。

旧食堂棟等既存施設の活用について。

丸子ファーストビルについて

現状

昭和 58年 11月に商店街再開発の一環として計画されたファーストビルがオープンし 25年が経過した。

当時、役場庁舎跡地と隣接の商店跡地を活用して県信丸子支店と町との共同ビルとして建設された。町ビルは、3階建て総面積 1,320平方メートルで、1階に一般小売店舗6店と2階に

飲食店等6店が入店し、3階には会議施設（勤労者福祉センター）も設けられ、地域商店街の活性化の核となることが期待されていた。

その後、中心市街地の空洞化に伴いテナントの撤退も相次ぎ、現在では、1階の一般小売店舗は3店に、2階は飲食店、美容院の2店舗となっている。

また、平成11年には、高度情報化社会に対応するためIT講習会やグループ学習の場として情報館を設置し、毎年2千人から3千人の利用があったが、近年では各家庭へのパソコンの普及から利用者数は減少してきている。

施設的には、エレベーターがなく障害者用トイレも1箇所のみで公共的利用には不便さも指摘されている。また、駐車スペースも限られていることから、庁舎駐車場を使用せざるを得ないが、狭く急勾配の歩道のみで利用者には不便な状況にある。

課題

ファーストビルは、位置的には中心市街地の中心にあり、商店街の賑わいの要にあるといえるが、テナントの撤退や利用客の減少は街の衰退感をより深める結果となっているが、平成18年に丸子町商工会が策定したTMO構想の本拠地として機能することが期待され、商店街の賑わいの拠点となることが求められている。

そのため、建設当時のテナント重視の考えから、まちづくりの活動拠点として、まちづくりに取り組む組織や機関が、自らファーストビルを本拠地として活用し、人が集まる機能を持った施設とすることが考えられる。

諮問

以下の整備方針について意見を求めます。

一階は往来性が高いことから、集客性のある商業的テナントスペースを主体に、ユニバーサルなトイレや開放的な交流空間を設ける。

二階は商工会の事務所を移転し、まちづくりの活動拠点として事務室や、会議室、を設ける。また、情報館のIT設備を活かして研修施設を整備するなどTMO構想の本拠地として整備する。

三階は、現状として子育て活動をしているグループの利用が多いことや、二階の情報館の小中学生の利用状況を踏まえ、子育て活動や子ども達の利用にも配慮した施設整備をはかる。

ビル全体のバリアフリーを図るため、エレベーターの設置やトイレ、洗面所の改修を行う。

平成 22年 3月 19日

旧カネボウ食堂棟活用検討専門部会活動報告

旧カネボウ食堂棟専門部会

・本専門部会設置に関する若干の背景

丸子地域協議会の第一期において、空きスペースになっている旧カネボウ食堂棟の活用について既に話題に上っていたとのことであるがそのまま経過し、本第二期協議会においても以前に地域協議会委員から問題提起がなされた経緯がある。9月の協議会において再度何らかの形でこのテーマを取上げるよう提案があり、専門部会を設置して検討をすることが全体会議で決定した。

このテーマに取り組む意義としては、当然施設の有効活用ということと共に地域予算を丸子地域の活性化のために有効に使用したいとの狙いもあり、専門部会での検討課題は適宜な活用法の調査とそのための施設整備検討が主題となるものである。

・活動経過の概要

本部会の実質的な活動期間は約 4ヶ月という短期間であったが、その間の活動概要を以下に示す。

1．平成 21年 10月度

第七回協議会全体会議で専門部会の設置が決議され、分科会で 6名の委員の選出が行われた。委員は次の 6名である。

生田 淳一	笹沢 暁	成沢 啓輔
成沢 みつ子	本間 陽子	村松 正孝

2．11月度

専門部会：第八回協議会後の第一回専門部会で正副部会長を決めると共に、専門部会要綱案、活動内容、アンケート等について話し合った。

部会長 村松 正孝	副部会長 本間 陽子
-----------	------------

3．12月度 第 9回協議会

全体会議：部会設置要綱採択（別紙要綱参照されたい）

専門部会：地域にどの程度の利用希望があるのを知ることが必要であるとの合意が得られ、旧食堂棟利用希望アンケート調査を行うこととなった。
各委員は必要と思われるアンケート用紙送付先を事務局へ提出する。

4．22年 1月度 第 10回協議会

全体会議：専門部会取組状況報告

専門部会：アンケート用紙作成、送付（事務局）

アンケート内容確認、今後のスケジュール

5．2月度 第 11回協議会

全体会議：専門部会からアンケート結果の概要報告

専門部会：アンケートの回収（事務局）

アンケート結果の討議、3月 12日に専門部会で活動報告の取りまとめをし、3月 19日の協議会の報告書提出することとする。

・旧カネボウ食堂棟利用希望アンケート結果報告

1. アンケート依頼用紙及びアンケート用紙 (別紙参照されたい)

2. アンケート用紙返送団体、グループ

1. 中丸子自治会
2. 下丸子自治会
3. 中丸子青少年育成会
4. 丸子地域青少年指導者協議会
5. はぐHUG
6. 丸子文化協会
7. 丸子ボランティア連絡協議会
8. 商工会
9. 工業振興会
10. ゆうあい まるこ
11. 丸子子育てサロン

12. 長野都市ガス
13. 給食祭り実行委員会
14. JA 信州うえだ丸子支所
15. ふれあい教室
16. 配食サービス
17. 丸子混声合唱団
18. プライユ丸子
19. 手話ダンス
20. 傾聴ボランティア
21. 藤華久三社中
22. ジオラマ展示

その他団体名不詳 8団体

3. アンケート結果 (詳細はアンケート関係資料ファイルをご覧下さい)

(1) アンケートの集約

回答あり	30
利用希望あり	16 (含イベント利用)
定期的利用希望	4
	・ふれあい教室
	・ゆうあい まるこ
	・丸子混声合唱団
	・ジオラマ展示(使用中)
	(模型電車)

(2) 設備に関する要望

水道、厨房設備、電気、照明、トイレ、冷暖房等の設置に関する要望が寄せられている。また、ステージの床の改修、防犯対策、駐車スペースの確保についての要望もあった。

(3) 産業文化遺産、景観の保持

アンケートでは同時に旧カネボウ丸子工場の需用品倉庫、食堂棟、銀杏並木、ヒマラヤ杉等の産業文化遺産や景観の保全についても意見を求めたが、大多数の団体から保存すべきとの回答があった。

4. アンケート結果について

(1) 今回のアンケート送付先が食堂棟利用に関心があると推測される総ての団体、グループを網羅したとは言えないであろうが、丸子地域の諸団体の凡その傾向は把握できたと思われる。

結果的には年に1,2回というようなイベント的な利用の要望が結構あることが分かった。それと同時に定期的利用の要望も数点寄せられた。

- (2) イベントの利用形態では建物全体を使用するような用途が多く、一方で定期的利用の形態では間仕切りや床が必要となる。従って利用形態の差異により建屋や施設に対する要望が相容れないものとなることが想定される。この両者を両立させるような施設設計上の工夫が必要になるものと思われる。
- (3) 諸設備への要望と共に防犯対策や駐車スペース確保のように付帯する検討課題も幾つかあることが提起された。

・今後の活動について

第二期協議会における本専門部会の活動は実質的に21年11月から22年2月のほぼ4ヶ月間であり、必要と思われる活動の入り口段階で終わることとなった。現在は遊休施設に近い存在である旧カネボウ食堂棟を地域の有用な施設として活用するためには

- 1. 地域の諸団体、グループのさらなる利用希望の有無や具体的な利用内容の把握
 - 2. 要望される使用目的に適した施設にするための改修計画の立案
- 等を遅滞なく消化していくことが求められる。

本テーマは次期地域協議会に送りされることとしたいが、次期協議会において引続いて積極的に取組まれ、上記の調査、検討がスムーズに進展し、所期の成果が得られることを大いに期待するところである。

平成 19年 11月 21日

上田市長 母袋創一 様

丸子地域協議会 長 片 桐 久

意 見 書

上田市地域自治センター条例に基づき、下記のとおり丸子地域協議会の意見を提出します。

記

1 件 名	依田川リバーフロント市民協働事業（仮称）について
2 意見内容	<p>第一次上田市総合計画・丸子地域の地域まちづくり方針「自然環境の保全と人々が共生できる地域づくり」を共通目標に分散会で3回、地域協議会で2回にわたり調査・研究してまいりました。</p> <p>川に焦点を当て依田川・内村川・千曲川流域全体の自然や山、荒廃地など地域全体の自然環境の保全と人々が共生できる地域づくりを目指し、別紙のとおり「依田川リバーフロント(仮称)市民協働事業計画」をまとめたので提案します。</p>

地域づくり方針「自然環境の保全と人々が共生できる地域づくり」

依田川リバーフロント市民協働事業計画（案）

テーマ 川に焦点を当て依田川・内村川・千曲川流域全体の自然や山、荒廃地など地域全体の自然環境の保全を目指し人々が共生できる地域づくりを目指します。

起 点 依田川・内村川の合流点

事業内容 住民参加による荒廃河川敷の環境整備。
 里川にふれ、子どもから大人まで多くの市民に親しまれる施設づくり。
 スポーツ施設の充実。
 自然の中での健康づくり。
 イベントや交流事業を進めるチームづくりと住民自治の育成。

市民協働の役割 [地域協議会] 住民協働のまちづくりについて調査研究し、提案。

市民協働実行組織の立上げ支援、連携。

[市民] 「住民活動拠点」に集う地域づくり実行組織を立上げ。

地域協議会の提案事業について、計画段階から実行まで、住民みんなの力を結集し住民協働を推進。

[行政] 「住民活動拠点」を設置。

住民協働の支援・調整。

予算要求・執行。

事業計画年度

	19年度	20年度	21年度～23年度
地域協議会	調査研究・提案	講演会、勉強会開催 実行組織の立上支援 実行組織との連携	→
市民		実行組織の立上げ 計画立案	→
		活動実施	→
地域自治センター		住民活動拠点設置 実施計画へ登載	→
	予算要求		→ 事業執行 →

20年度想定事業 [ハード事業]・緑化施設の整備。(アレチウリ除去、内村線に桜の植栽)

[ソフト事業]・各種イベント開催。(依田川ウオーキング)

対象整備地域の概要

この地域は、一級河川依田川と一級河川内村川の二大河川によってもたらされた豊かな自然環境を有している合流三角州地帯で、丸子地域の中心的位置にあり、豊かな自然環境を活かして、市営総合体育館・市営グランド・テニスコート・相撲場等が整備されています。

また、丸子公園を中心とした彩りの森公園が南側に位置しており、市民の憩いの場・健康づくりをする場として地域に親しまれていますが、北側の依田川と内村川の合流付近約10,000㎡は未整備でアカシヤ、アレチウリ等が生い茂り、荒廃河川敷となっています。

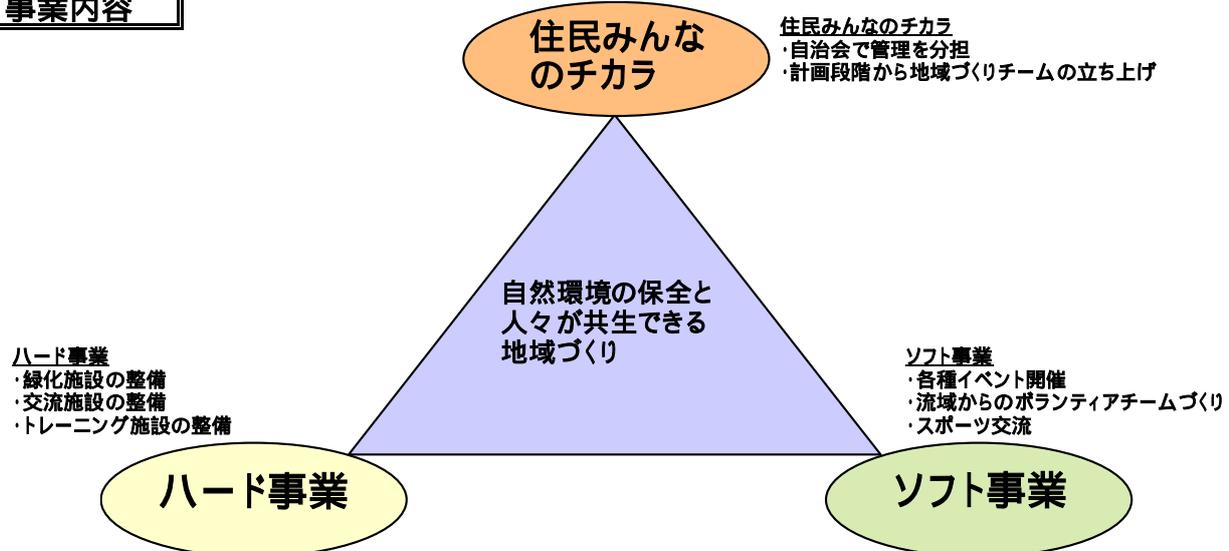
そこで、この地を親水空間として整備し、丸子地域の自然環境保全や人と人の交流のしくみづくりに向けて、地域住民みんなで創造、整備に参加することを目指します。

大テーマ

自然環境の保全と人々が共生できる地域づくりとして、「川」に焦点を当て流域全体の自然や山、荒廃農地など地域全体の自然環境の保全へと波及することを最終の目的とする

- 1 住民参加による荒廃河川敷の環境整備
- 2 里川にふれ、子どもから大人まで多くの市民に親しまれる施設づくり
- 3 スポーツ施設の充実
- 4 自然の中での健康づくり
- 5 イベントや交流事業を進めるチームづくりと住民自治の育成

事業内容



波及効果

依田川は下流市町村の大切な飲料水として利用されており、水質保全への取り組みに住民の関心をもってもらう事と下流住民に当事業をPRし環境保全の必要性を理解していただく

アレチウリの除去は地域住民の協力がなければ成果があがらないことを体験する

農産物直売加工センター「あさつゆ」、周辺の橋、依田内村線の開通に見合った環境改善が進み、取り組みの成果が実感できる

地域住民が川に接することにより環境意識の高揚になる

河川公園の整備により子ども同士が接する機会ができる

学校教育に川での活動参加の場ができる

荒地の有効利用

河川の美化と、その波及による自然環境の保全

住民との協働による地域の活性化、組織づくり

住民の健康づくり

イベントによる地域活性化と集客(人)による効果

環境美化

自然とのふれあいによる癒し効果

人と人とのふれあい(コミュニケーション)

川、山への保全意識の向上

人の交流と、地域づくりチームの立ち上げ

他地域(都市住民)や丸子地域住民同志、家族の絆の構築等、心豊かな健全で生きがいを持って暮らしていける環境が創出できる

丸子地域協議会 会長 片桐 久 様

上田市長 母 袋 創 一

回 答 書

平成 19 年 11 月 21 日付け 貴地域協議会から提出のあった意見書について、下記のとおり回答します。

記

- 1 件 名 依田川リバーフロント市民協働事業（仮称）について
- 2 回答内容 別紙のとおり

回答書・別紙

「依田川リバーフロント市民協働事業（仮称）意見書」回答

[依田川・内村川合流点の現況]

本地点は、南に丸子公園・体育施設、東に丸子地域自治センター・ふれあいステーション、西には依田城跡・岩谷堂・農産物直売加工センター「あさつゆ」がある丸子地域の中心ポイントです。この合流点附近は、南側の体育施設には丸子総合体育館、総合グラウンド、テニスコート、相撲場などが設置され住民のスポーツ振興に寄与されています。

依田川に架かる歩道橋「露草(つゆくさ)橋」、平成 19 年 8 月に完成した内村川に架かる歩道橋「りんどう橋」を含む、堤防沿いの「依田川ウォーキングロード」には距離標も整備され、健康づくりにウォーキングを楽しむ姿も多く見られます。

農産物直売「あさつゆ」は、交通の利便性の良い依田川左岸道路沿いにあり、農家の顔が見える採れたての野菜が店頭で並べられ、市民に安全な野菜を提供しています。

当丸子地域を南北に流れる依田川は、千曲川の支流として最大の水量と最長の流路を有し、古くは製糸産業の繭糸の精練に使われ、現在でも工業用水として利用されています。又、6 月から 8 月にかけて鮎釣りの太公望が県内外から多く訪れます。8 月の初旬には依田川や内村川を疾走する「爆水 RUN in 依田川」も開催され、夏の 1 日、川に親しむイベントとして定着しています。親水のため、堤防から利用できる階段も整備されており、夏休みには川辺で親子が水遊びを楽しむ風景が見られます。依田川・内村川は利水・治水のほか親水空間として住民に親しまれている河川です。

提案のありました合流点には、概要面積約 10,500 m²の遊休市有地があり、現在、一部家庭雑排水処理場や不燃物処理場、水防庫や残土仮置場等として使用しているほか、民間企業へ貸し付けている状況です。

[総合計画の位置づけ]

「自然環境の保全と人々が共生できる地域づくり」は、第一次上田市総合計画の地域まちづくり方針に位置づけられている丸子地域の特色や個性を活かしながら、市民と行政が連携し住み良い地域づくりを進めるための方向を示すものです。提案いただいた依田川リバーフロント市民協働事業については、その方針にあります「潤いをもたらす依田川・内村川の水辺周辺の環境整備を図り、ウォーキングロードや親水公園など健康づくりと憩いの場を創出し、また地域が一体感のもてるコミュニティづくりを進めるなど市民との協働による地域づくりを目指します」を具体化する内容であり、市としましても事業実施に向けて丸子地域協議会の意見に配慮しながら取り組んでまいります。

[事業実施に向けた取組み]

市民協働の活動拠点を丸子地域自治センターに設置してまいります。

丸子地域協議会が提案する市民参画事業の支援を検討してまいります。

市民による市民協働の地域づくり実行組織の立上げを支援してまいります。

依田川リバーフロント市民協働事業の計画づくりを市民と行政が連携して実施してまいります。

事業実施にあたっては市民協働により市民が夢と誇りをもてる地域づくりを進めてまいります。

平成20年度 わがまち魅力アップ応援事業採択一覧表

【個性あるふるさとづくり応援事業】

	自治会名	代表者	事業名 (地域資源活用テーマ)	補助金内定額	審査結果
				1,240,000	
1	辰ノ口自治会協議会	区長 櫻井 誠	辰ノ口バイパス道路景観整備事業 (辰ノ口バイパス花桃街道)	150,000	採択
2	長瀬地区自治会連合会	会長 阿原 孝之	史跡散策ウォーキングコースの開発 (長瀬・塩川地域の史跡を散策するウォーキングコースの設置)	300,000	採択 (丸子史料研究会と事業調整し、一事業とする)
3	(荻窪自治会) 荻窪ふるさと農道桜の会	(区長 中村益盛) 代表 小林重義	ふるさと農道景観整備事業 (ふるさと農道に桜の木を植え育て、開花時に花見会等交流を図る)	250,000	採択
4	西内区・平井区	西内区長 齋藤 武明 平井区長 滝沢 浩	地域が育てる西内っ子育成支援活動で住民をつなぐ、福祉・温泉の里山、西内地区 (西内・平井地区への定住人口を増やし、地域を活性化させる)	440,000	採択
5	和子自治会	区長 水沼 栄次	ふるさと景観づくりと健康の里和子自治会 (地域を一望できる里山道路を整備し、地域コミュニティの醸成と健康増進、景観形成を図る)	100,000	採択

【特色あるまちづくり応援事業】

	団体名	代表者	事業名	補助金内定額	審査結果
				3,160,000	
1	腰越花桃の会	宮坂 雄一	花桃の苗を植え養成と維持管理	230,000	採択
2	陣場地区土地利用研究委員会有志の会	堀内 汀	陣場台地景観整備事業	400,000	採択
3	SLOW-LIFEクラブ素浪人	山本 進	地域の景観整備と生活環境の継承	300,000	採択
4	丸子史料研究会	水谷 昭芳	長瀬・塩川地域の史跡マップの作成	採択 (長瀬地区自治会連合会と共同事業とし、事業受託する)	
5	霊泉寺温泉の活性会を考える会	清水 達弘	霊泉寺温泉未来 プロジェクト	250,000	採択
6	木曾義仲信州丸子会	小林 秀男	木曾義仲ゆかり史跡整備	500,000	採択
7	荻窪炭焼きを楽しむ会	井之口 喜一	炭焼き技術を伝承し、山林を守り炭の活用を図る	150,000	採択
8	箱山城・桜ロードの会	樋村 宣郎	箱山城・桜ロード整備事業	200,000	採択
9	鹿教湯商工会	斎藤 直久	里山セラピー公園整備事業	400,000	採択
10	お産を考える会 はぐHUG	桐島 真希子	お産と子育てに優しい街 うえだ	320,000	採択 (来年度以降、丸子地域外の志を同じくする団体と連携した活動を検討願う)
11	丸子地域を活性化する会	池内 宣訓	かかし祭りの企画・運営事業	410,000	採択

平成20年度 わがまち魅力アップ応援事業(追加募集分)採択一覧表

【特色あるまちづくり応援事業】

	団体名	代表者	事業名	補助金内定額	審査結果
				319,000	
1	上田飯沼史学会	奥村 栄那	郷蔵や古文書群をはじめとする歴史遺産を生かした、ふれあいの里飯沼	319,000	採択 (公益性を重視し、プリンタ - 購入費は補助対象経費の対象外とし、旅費・交通費は広く住民に対し実施する講習会及び講演会に係わる経費のみ対象とする)

平成21年度 わがまち魅力アップ応援事業採択一覧表

【個性あるふるさとづくり応援事業】

	自治会名	代表者	事業名 (地域資源活用テーマ)	補助金内定額	審査結果
				2,648,000	
1	平井自治会	自治会長 滝沢 浩	平井地区穴沢枝垂れ栗・榎保存会 (枝垂れ栗の育成と保存)	200,000	採択
2	辰ノ口自治会協議会	(自治会長 本山荘平) 代表 櫻井 誠	辰ノ口バイパス道路景観整備事業 (辰ノ口バイパス花桃街道)	387,000	採択
3	長瀬地区自治会連合会・ 丸子史料研究会	会長 阿原 孝之	史跡散策ウォーキングコースの開発 (長瀬・塩川地域の史跡を散策するウォーキン グコースの設置)	1,119,000	採択
4	(荻窪自治会) 荻窪ふるさと農道桜の会	(自治会長 宮澤一豊) 代表 小林重義	ふるさと農道景観整備事業 (ふるさと農道に桜の木を植え育て、開花時に 花見会等交流を図る)	226,000	採択
5	西内区・平井区	西内自治会長 齋藤 耕三 平井自治会長 滝沢 浩	地域が育てる西内っ子育成支援活動で住民を つなく、福祉・温泉の里山、西内地区 (西内・平井地区への定住人口を増やし、地域 を活性化させる)	543,000	採択
6	和子自治会	区長 西野入 廣司	ふるさと景観づくりと健康の里和子自治会 (地域を一望できる里山道路を整備し、地域コ ミュニティの醸成と健康増進、景観形成を図る)	173,000	採択

【特色あるまちづくり応援事業】

	団体名	代表者	事業名	補助金内定額	審査結果
				5,308,000	
1	丸子バラの会	成澤 啓輔	丸子バラを育てる事業	450,000	採択
2	なごみの会	丸山 かず子	なごみ文化祭(コーラス発表)	0	不採択
3	自然エネルギー利用研究 会	竹花 伍男	新型 垂直軸型風力発電装置の展示	0	不採択
4	一本木公園をつくる会	堀内 眞澄	一本木公園整備事業	200,000	採択
5	中丸子ぼたるの里の会	温井 郁雄	ぼたる飛び自然豊かな里山造り	350,000	採択
6	感動 プロジェクト	深井 梓	第三回りバーサイドシアターin丸子	0	不採択
7	内村っ娘の会	長岡 和恵	かあちゃん達が伝えるおらが村(内村)の 幸せ	100,000	採択
8	まるこトットコ会	笹沢 美昌	マリコヴィンヤードとワインに親しむ夕べ	0	不採択
9	独鈷山千本櫻の会	滝沢 芳一	地域おこし事業	350,000	採択
10	茂沢そば倶楽部	山越 健二	そばを楽しみふれあう会	0	不採択
11	SLOW-LIFEクラブ素浪人	山本 進	地域の景観整備と生活環境の継承	395,000	採択
12	霊泉寺温泉の活性化を 考える会	清水 達弘	霊泉寺温泉未来プロジェクト	750,000	採択
13	木曾義仲信州丸子会	小林 秀男	木曾義仲ゆかり史跡整備	223,000	採択
14	箱山城・桜ロードの会	樋村 宣郎	箱山城・桜ロード整備事業	783,000	採択
15	お産を考える会 はぐHU G	中村 亜季	パパママフェスタinうえだ2009	475,000	採択
16	丸子地域を活性化する会	池内 宣訓	かかし祭りの企画・運営事業	554,000	採択
17	上田飯沼史学会	奥村 栄那	郷蔵や古文書群をはじめとする歴史遺産 を生かした、ふれあいの里飯沼	678,000	採択

平成 21年 12月 18日

上田市長 母袋 創 一 様

丸子地域協議会
会 長 片 桐 久

意 見 書

上田市地域自治センター条例に基づき、下記のとおり地域協議会の意見を提出します。

記

1 件 名	丸子地域の防犯灯のLED化について
2 意見内容	<p>丸子地域では現在約2,300灯の防犯灯が各自治会により設置されており年間約720万円の電気料を自治会が負担しています。市はその電気料の2分の1を自治会に補助することとしていますが、合併以前は電気料の全額を旧丸子町が負担してきた経緯があります。合併時の経過措置として、急激な負担増を避けるため、平成20年度は自治会負担分の補助を地域予算により実施しましたが、平成21年度以降は、多い自治会で約48万円、平均でも約14万円の負担が発生しています。</p> <p>この電気料の負担については、合併により新たに発生したものであり自治会財政を圧迫するものと受け止められ、この軽減を望む要望や意見が丸子地域自治会長連絡会や地域協議会によせられています。</p> <p>LED照明は温暖化対策や省エネルギーの観点からが脚光を浴び、蛍光管による防犯灯をLED照明に交換することで消費電力やCO2削減となり電気料も軽減されることとなります。また、LEDの寿命も約4万時間(10年間)と長く、交換に要した手間や費用も大幅に軽減されることが期待されています。</p> <p>丸子地域協議会では、これらの状況を検討する中で、地域予算(持ち寄り基金の取り崩し)により丸子地域の防犯灯のLED化を推進することとし意見がまとまりましたので、このたび意見書を提出しその実現を要望します。</p>

平成22年2月25日

上田市長 母袋 創一様

丸子地域協議会
会長 片桐 久

意見書

上田市地域自治センター条例に基づき、下記のとおり地域協議会の意見を提出します。

記

1 件名	地域協議会のあり方について
2 意見内容	<p>丸子地域協議会では、協議会に課せられた任務に的確に応えるためには協議会はどうあらなければならないのかといった、協議会のあり方について話し合いを重ねてきました。</p> <p>今市政には広く地域住民の意見を聞き、より多くの情報を集め、地域の課題を住民と共有しながら、地域的課題を市民協働により解決することが求められています。</p> <p>この度、第二期地域協議会の締めくくりに当たり、今日までの協議会の論議を踏まえ協議会のあり方について、1 地域協議会の役割の強化策について、2 地域全体の発展策について、3 地域予算の活用について、4 地域自治センターとのかかわりについての4項目にわたり丸子地域協議会としての意見を取りまとめましたので、市当局の見解を求めるとともに、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 地域協議会の役割の強化策について</p> <p>(1) 施策の決定や事業等の実施にあたり、どのように協議会の意見が反映されているのか、意見の扱いや結果について何らかの形で公表されることを要望します。</p> <p>(2) 諮問あるいは意見を求められたときや、協議会として地域の意見を取りまとめる必要がある場合、専門的な意見や当事者の意見など、広く住民の意見を聴取できる仕組や予算付けを要望します。</p> <p>2 地域全体の発展策について</p> <p>(1) 第1次総合計画の地域まちづくり方針について、その具体化にむけた検討組織の立ち上げに関係部局が積極的に係わるよう要望します。</p> <p>(2) 市民協働事業を推進するに当たり、自治会や地域の自治会連絡会との</p>

情報の共有や連携が重要な課題となっていますが、自治会と地域協議会のそれぞれの役割や機能、議員との連携について行政として考えを明示して頂きたい。

3 地域予算（持寄り基金）の活用について

持寄り基金は地域的課題に対応するとともに地域の活性化や市民協働事業の推進のため、次の各項目について第1次上田市総合計画の最終年を目途に計画的に活用することとし、各項目について市の積極的な支援を要望します。

- (1) 大塩館・徳寿荘・陽寿荘跡地活用ほか、丸子地域で積み残した事業
- (2) 地域的資源や産業文化遺産等の活用による地域振興事業
- (3) 地域コミュニティの育成事業
- (4) 特色ある地域イベント支援
- (5) 歴史的行政資料の整理保管
- (6) 子育て・不登校児童・外国籍児童に対する活動支援
- (7) ファーストビル・旧カネボウ工場食堂棟・依水館など丸子地域特有な施設の活用促進
- (8) 単一自治会で解決できない地域共通な課題（防犯灯等）への活用
- (9) 地域的特性を高める事業支援

4 地域自治センターのあり方について

地域自治センターの役割については条例に規定されているところですが、地域自治センターにどこまで協議会として発言し事業執行を求めていけるのか、たとえば地域予算を原資とする一定額以内の事業について、センター長の特認事項として地域協議会の場で事業採択をできるような仕組みを構築することにより、より具体的に地域協議会の役割と権限が明確になると思われます。

終わりに、地域協議会は、今後ますます地域内分権が進行するなかで、地域内の意見や要望、世論といったもの等を地域の中で集約し、地域のことは地域でと考えて行動する団体や組織を市民協働の視点に立って支えていく市の唯一の機関として、市長や住民の付託に応える立場にあるとも言えます。限られた任期ではありますが、地域分権型市政の中で、委員としてのやりがいのある、責任感も充実感も持てる地域協議会でありたいと思うものであります。

上田市わがまち魅力アップ応援事業・平成22年度応募事業採択一覧表

個性あるふるさとづくり事業(自治会対象事業)

(単位:円)

自治会名	代表者	事業名 (地域資源活用テーマ)	事業内容	年目	既補助額	総事業費	申請補助金額	選定結果	補助金内定額
1 辰ノ口自治会協議会	代表 櫻井 誠	辰ノ口バイパス道路景観整備事業	辰ノ口バイパス分離帯に、しだれ花桃の苗木植栽。花壇に花苗植栽。水仙、チュウリップの球根植えつけ。道路の草刈り、ゴミ拾い。	3	519,000	292,000	200,000	採択	200,000
2 長瀬地区自治会連合会、丸子史料研究会	代表 宮坂 静雄	史跡散策ウォーキングコースの開発	長瀬・塩川地域の史跡散策遊歩道・案内看板の設置。散策コースマップの作成。イベント実施にてPR活動。	3	229,000	397,000	268,000	採択	268,000
3 荻窪自治会ふるさと農道桜の会	代表 小林 重義	ふるさと農道景観整備事業	ふるさと農道と虚空蔵堂(重要文化財)周辺の整備。桜、花木を植栽。	3	543,000	204,360	196,000	採択	196,000
4 西内自治会、平井自治会	西内 齋藤 耕三 平井 小平 明	地域が育てる西内っ子育成支援活動で住民をつなぐ、福祉・温泉の里山、西内地区	西内小学校金管バンドのコンサート、地域活動展、地域交流会の実施。小学校制度改革の研究。	3	998,000	466,050	436,000	採択	436,000
5 和子自治会	代表者 窪田 登	ふるさと景観づくりと健康の里和子自治会	内村川右岸山林裡野に、地域を一望できる里山道路(遊歩道)整備。花木の植栽。	3	300,000	518,000	498,000	採択	498,000
6 平井自治会	自治会長 小平 明	平井地区六沢枝垂栗・榎の育成と保存	天然記念物・枝垂れ栗・榎の自生地への歩道の整備。自生地、ミニパークの管理。苗木の植樹、苗木の育成(専門家によるつぎ木、さし木、実生による苗木の育成)等々年間を通じ行う。	2	148,000	1,075,000	1,000,000	採択	1,000,000
計				6			2,598,000		2,598,000

特色あるまちづくり事業(市民活動団体対象事業)

(単位:円)

団体名	代表者	事業名	事業内容	年目	既補助額	総事業費	申請補助金額	選定結果	補助金内定額
1 丸子バラの会	成澤 啓輔	丸子バラを育てる事業	中丸子依田川右岸堤防沿いに、バラの植栽とアーチ、オベリスク等の設置。案内板の設置。バラの管理、剪定と消毒。草花の植栽と管理。河川の草刈り清掃、アカシア、アレチウリ等の除去。バラ祭りの開催。バラ作りの講習会を予定。	2	450,000	598,940	550,000	採択	550,000
2 一本木公園をつくる会	堀内 眞澄	一本木公園整備事業	長瀬、塩川地区の境に位置する「一本木公園」に、ウッドチップ敷き及びウッドデッキ設置。花見会(地域住民交流会)。花木(トサミズキ)植栽。花壇作り。予定地の草刈り等維持作業。周辺の雑木伐採。	2	200,000	812,467	744,000	採択	744,000
3 内村っ娘の会	長岡 和恵	かあちゃん達が伝えるおらが村(内村)の幸せ	「お話しやしょ」の開催。出前お茶のみ会、DCキャンペーンの協力。食文化の継承、調理自習(鹿教湯交流センター調理室を有効利用)。薬効のある食材、調理の研究。身近な荒廃地を耕し野草、菓草の栽培。	2	100,000	100,000	100,000	採択	100,000
4 独鈷山千本櫻の会	滝沢 芳一	独鈷山千本櫻地域おこし事業	独鈷山麓の御屋敷地籍に12年前から植えている約1,500本桜の櫻祭り開催。パンフレットの作成。機関紙の作成。	2	280,000	897,700	560,000	採択	560,000
5 小鍋立ての会	田村 周	城山登山道・岩谷堂遊歩道を活かした歴史の道づくり	木曾義仲ゆかりの城山登山道・岩谷堂遊歩道整備。城山登山、木曾義仲勉強会の実施。	1	0	961,170	921,000	採択	921,000
6 上田飯沼史学会	奥村 栄邦	江戸時代の郷蔵をはじめとする歴史遺産を活かした飯沼自治会	地域の史跡や古文書の調査と目録の作成。地域の史跡を巡る案内板等の設置。地域の歴史を学ぶための企画展と史跡めぐり。地域の歴史と古文書を学ぶための講座や講演会の開催。	1		878,000	790,000	不採択	0
7 腰越花の会	宮坂 雄一	腰越花の里マップ作り	腰越の花桃とツツジ、名所旧跡を掲載したマップを作成。インターネットにも掲載し、観光名所として情報を発信。	1	0	840,300	780,000	不採択	0
8 石井千曲川の自然を愛する会	桜井照夫	石井道しるべ・ふるさと景観復活事業	道しるべ石碑の移動・復活設置。虫舞う小川の整備。二本松から大屋橋まで遊歩道の整備。	1	0	620,000	500,000	採択	500,000
計				8			4,945,000		3,375,000

平成22年度わがまち魅力アップ応援事業 応募合計		7,543,000円
採択合計		5,973,000円
予算	丸子地域予算配分	4,400,000
	地域予算	2,300,000
		6,700,000円

第二期地域協議会委員からの引継ぎ事項・反省等

項 目	内 容
地域協議会について	<p>平成 18 年新生上田市が発足、地域協議会もそれにともない設置されました。新しい組織として地域の課題を市民協働により解決していく機関だと思えます。</p> <p>しかし新しい組織のため暗中模索的なところがあったように思います。</p> <p>平成 22 年 2 月 25 日には上田市長に地域協議会のあり方について意見書の提出もあり今後の方向性も見えてきたように思います。</p> <p>今後は第一次上田市総合計画のまちづくり方針 7 項目について積極的に審議を行い又、意見書について検討、推進していけば住み良い地域になると思えます。</p>
地域協議会のあり方	<p>上田市条例で規定されている地域協議会の役割は極めて限定的である。一方で市側の地域協議会への期待は大きいとの話も聞こえてくる。</p> <p>いずれにしても地域協議会に参画している委員は地域発展のため貢献する一定の義務を負っていることは間違いないところであろう。</p> <p>この 2 年間の我々の活動を振り返ったとき地域協議会はどうあるべきか、と言うことにあまりに意を注ぎすぎてやや逡巡しすぎたきらいはなかったろうか、地域のために役立つことを第一義に考えるならば、自ら積極的に他に働きかける、例えば自治会連絡会、議員、各種団体等と接触する中から地域協議会としての役割を見極めていく。そのようなスタンスで臨むこともあり得たであろう。</p> <p>丸子地域における協議会の認知度は十分であるとは言えない現状の中で地域住民から信頼を寄せられる存在になるためには自ら役割を求め潜在的課題を掘り起せる協議会であることが望まれると考えている。</p>
協議会について	<p>協議会そのもののあり方が明確でなかった第 1 期に比べるとある程度の予測を持って話し合い・活動ができるようになってきたのではないかと思います。やはりテーマをしぼり部会のような少人数制で検討することは意義があったと思えます。</p> <p>いかに住民の生の声をひろい上げるか、本当に必要とされる問題は何なのかを正確に把握することがより意味のある協議会になると思われれます。「協議会のあり方」についての意見書を出せたことは本当に大きな一歩だとも思えます。</p>
地域協議会の役割について	<p>積極的に話し合いを進め集約した「意見書」を市長に提出したことは有意義であった。今後の協議会のあり方の指針ともなると思う。</p> <p>住民の要望、ニーズ等も取り上げ議題とした話し合いも大切ではないだろうか。</p>
協議会について	<p>行政からの説明を聞いても自分の知らない言葉内容で理解ができなく意見も言えない状態でした。ワークショップ形式で話し合いができると意見もだしやすく一緒にやっている会員の方々とも気軽に話ができ親しみも出てくる気がしました。</p>
地域協議会について	<p>今回、任期が終わり引き継ぐ事になり今だ地域協議会の名前、やっている事など知らない方々が大勢いる事を知り地域協議会アピールがもっとでき、通信も地域の方々にもっと読んでいただけ地域の事をもっと知ってもらえたらとも思いました。会員も若者代表も入ればとも思います。</p>

地域協議会について	<p>丸子地域協議会の考え方がまとめられ方向づけが一年間でできたと思います。自治会の考え方と協議会の考え方について区分けされた活動協議をお願いしたい。</p>
予算活用	<p>意見書に集約されたことがセンター長権限で実現可能な額等が定められる所までまとめとなること希望します。</p>
地域予算（持ち寄り基金）について	<p>丸子地域協議会では防犯灯のLED化を推進することとして市当局に意見書を提出しその実現を要望してきたが、今地域では伝統文化の継承が大きなウエイトをしめてきています。不況の中ではあるが、故郷での伝統的の継承はその地域に経済的負担が大きいのしかかっているのが現状であります。幸い丸子地域には「地域予算」(持ち寄り基金)があり、これを使い易くするため地域センター長の権限等を大きくできないものかとの声が聞かれます。</p> <p>伝統文化、特に市に無形文化財として指定されている格式ある伝統行事等には、地域予算（持ち寄り基金）の使用を積極的且つ柔軟性を持つべきではないか。地域への経済効果は大きいと思います。</p> <p>本来市の予算等で行われるべき事業と、地域予算を使っての事業の境界がはっきりしない。</p> <p>地域予算を使い切ってしまったらどうするか不安である。</p>
旧カネボウ食堂棟	<p>食堂棟は貴重な産業遺産であり将来にわたって保存、活用が望ましい。しかし活用をしていくには改造、補修の費用を相当しなければならぬ。</p> <p>市の予算を使って是非、全面的な補修をしてもらいたい。</p>
わがまち魅力アップ応援事業について	<p>事業内容の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポイント、留意点など話し合いがなされて良かった。 ・ 書面、説明のみでは理解しにくい点が多い。 ・ 「下見」はありがたかった。 ・ 少し視点と方向を変え行政として取り上げた方がいいと思われる事業も見受けられた。 ・ どのようにつないでいったらいいか課題も残る。 <p>「個性あるふるさとづくり」「特色あるまちづくり」とも、現地視察をやっていただいたこともあってその事業の経過や現状が大変良くわかったので次期もなるべく多くの視察をやってもらいたい。</p> <p>視察ができ目で見ると事業に対して話だけよりも理解できて良かったと思います。</p>
リバーフロント事業	<p>地域協議会で提案した事業なので協議会から離れていく方もリバーフロント事業がうまく進むようにこれからもリバーフロントに対しての参加呼びかけがある時には参加していかなければいけないと思います。</p>
反省	<p>今回、初めて地域協議会の委員になって地域や地区で取り組んでいる事柄などそして市で取り組んでいる事柄など事細かくわかり大変勉強になったと思います。また勉強不足であったと実感しましたしもっと多くの情報を知るべきであったと改めて反省しました。</p>

第 期・第 期丸子地域協議会の活動状況

平成 18年度 丸子地域協議会 [第 期]

回数	内 容
1	H18 102 丸子地域自治センター 4階講堂 合併の経過と地域協議会の位置付けについて 地域協議会の概要と任務等について 各地域協議会運営要綱の制定について 正副会長選出 上田市総合計画審議会委員の選出について
2	H18 11.6 丸子地域自治センター 4階講堂 新市建設計画（合併協議会策定）の概要について
3	H18 12.20 丸子地域自治センター 4階講堂 第一次上田市総合計画「地域まちづくり方針」について諮問
4	H19 1. 15 丸子地域自治センター 4階講堂 第一次上田市総合計画「地域まちづくり方針」について協議
5	H19 1.31 丸子地域自治センター 4階講堂協議 第一次上田市総合計画「地域まちづくり方針」について協議
	第一次上田市総合計画「地域まちづくり方針」について答申
6	H19 2.20 丸子地域自治センター 3階 合併協定書の合意事項の変更について 上田市地域振興事業基金について 会議の進め方・今後のスケジュールについて

平成 19年度 丸子地域協議会 [第 期]

回数	内 容
1	H19 4. 18 丸子地域自治センター 講堂 会議の進め方・会議のスケジュールについて 平成 19年度丸子地域に係る予算概要の報告 上田市行財政改革大綱の説明 地域内現地視察
2	H19 5. 17 丸子地域自治センター 3階 会議の進め方について意見聴取 丸子地域住民提案型事業補助金について説明
3	H19 6.27 丸子地域自治センター 3階 会議の進め方・検討すべき具体的内容のアンケート調査・今後の協議内容について 自治センターだよりについて 行財政改革大綱 丸子地域自治センター重点目標 都市計画マスタープランまちづくりアンケート結果 陽寿荘・徳寿荘の移転 上田市廃棄物処理審議会の答申
4	H19 7. 19 丸子地域自治センター 講堂 教育委員会からの報告 ・上田市図書館基本構想中間報告書 ・上田市文化芸術振興に関する基本構想策定 自治センターだよりについて 地域まちづくり方針案「自然環境の保全と人々が共生できる地域づくり」について グループ別討議
回数	内 容

5	H19821 丸子地域自治センター講堂 上田市民憲章の起草 カネボウ跡地の活用 広域非難場所 地域まちづくり方針案「自然環境の保全と人々が共生できる地域づくり」について まちづくり活動拠点について グループ別討議
6	H19926 丸子地域自治センター講堂 まちづくり活動拠点施設整備方針について 丸子地域まちづくり方針案「自然環境の保全と人々が共生できる地域づくり」について グループ別討議
7	H191026 丸子地域自治センター講堂 地域予算について報告 上田市都市計画マスタープラン策定について(地域別構想) 丸子地域まちづくり方針案「自然環境の保全と人々が共生できる地域づくり」について
8	H19117 丸子地域自治センター講堂 地域予算について報告 丸子地域「燃やせないごみ3分別」モデル事業の実施について報告 都市計画マスタープラン「地域別構想の主要項目」の検討について 地域振興事業基金の活用について(公民館・防犯灯) 地域まちづくり方針「自然環境の保全と人々が共生できる地域づくり」について
9	H191121 丸子地域自治センター講堂 わがまち元気いっぱい事業について報告 意見書「依田川リバーフロント市民協働事業(仮称)」の提出 都市計画マスタープラン「地域別構想主要項目」のまとめ
10	H20121 丸子地域自治センター講堂 意見書「依田川リバーフロント市民協働事業(仮称)」の回答 地域予算について 地域振興事業基金の活用方針の検討について 地域協議会だよりについて 投票区の見直しについて
11	H20213 丸子地域自治センター 自治基本条例の制定 わがまち魅力アップ応援事業 日帰り温泉施設の経営見直し(料金改定) 上田市共同浴場条例一部改正 鹿教湯温泉交流センター条例制定 都市計画マスタープラン地域別構想について 地域協議会だよりについて 土地改良事業における地元負担率について

平成20年度 丸子地域協議会 [第 期]

回数	内 容
1	H2047 中央公民館 3階大会議室 丸子地域協議会運営要綱の確認 正副会長の選出 今後の日程について 報告事項 ・第一期の活動経過等 ・第一次上田市総合計画「地域まちづくり方針」 ・第一期の意見書、回答書
2	H20523 丸子地域自治センター第二会議室 信州上田観光ビジョンについて報告 平成20年度当初予算における主な施策(丸子地域)について報告 わがまち魅力アップ応援事業の選考について(案) 平成20年度丸子地域協議会の課題について 調査研究事項・グループ討議
3	H20613 丸子地域自治センター第二会議室 上田市公共交通活性化プランについて報告 平成20年度わがまち魅力アップ応援事業プレゼンテーション選考
4	H20718 丸子地域自治センター第二会議室 平成20年度わがまち魅力アップ応援事業プレゼンテーション選考の結果報告 調査研究事項 ・第2回協議会グループ別討議報告 ・全体会議「依田川リバーフロント市民協働事業ほか」 ・グループ討議
5	H20820 丸子地域自治センター第二会議室 上下水道料金改定案について報告 調査研究事項 ・前回グループ別討議報告 ・全体会議「依田川リバーフロント市民協働事業専門部会の設置」 ・専門部会・グループ討議
6	H20912 丸子地域自治センター第二会議室 わがまち魅力アップ応援事業追加募集分プレゼンテーション選考 公共交通活性化プランについてのアンケート結果について報告 丸子地域公有土地建物の活用について諮問 調査研究事項 ・前回専門部会 ・グループ討議報告 ・グループ討議
7	H201024 丸子地域自治センター第二会議室 わがまち魅力アップ応援事業現地見学会の参加報告 丸子地域公有土地建物の活用について討議 調査研究事項 ・前回グループ討議報告
8	H201119 丸子地域自治センター第二会議室 丸子地域公有土地建物の活用について答申 調査研究事項 ・11/13専門部会討議報告 ・全体会議「地域協議会のあり方」 ・グループ討議 ・専門部会

回数	内 容
9	H21.1.30 丸子地域自治センター講堂 諮問事項について報告 上田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（暫定施行）の説明 平成 21 年度地域予算について 丸子地域協議会だより発行について 「わがまち魅力アップ応援事業」における平成 20 年度実績報告会の開催及び平成 21 年度の選考について 調査研究事項 ・ 前回専門部会・グループ討議報告 ・ 全体会議「テーマの設定」 ・ 専門部会
10	H21.2.20 丸子地域自治センター第二会議室 現地視察 平成 21 年度「わがまち魅力アップ応援事業」プレゼンテーション選考について 丸子地域協議会だより発行について 調査研究事項 ・ 前回専門部会討議内容の報告 ・ 全体会議「依田川リバーフロント市民協働事業」「カネボウ跡地旧食堂棟の活用」「ファーストビルの活用」
11	H21.3.13 丸子地域自治センター講堂 平成 21 年度「わがまち魅力アップ応援事業」プレゼンテーション選考

平成 21 年度 丸子地域協議会 [第 期]

回数	内 容
1	H21.4.21 丸子地域自治センター講堂 平成 21 年度当初予算における主な施策(丸子地域の主な事業)について（報告） 平成 21 年度わがまち魅力アップ応援事業の選考結果について（報告） 地元施工交付金の廃止について（報告） 調査研究事項 ・ テーマの確認
2	H21.5.22 丸子地域自治センター講堂 J T 開発地における交流・文化施設のありかたに関する中間報告について（報告） わがまち魅力アップ応援事業について 地域協議会の運営について 調査研究事項 ・ 依田川リバーフロント市民協働事業の準備会 ・ 地域全体の発展策・地域予算の活用法 ・ 地域協議会の役割の強化策
3	H21.6.26 鹿教湯温泉交流センター 現地視察 [東内・平井・西内方面] 調査研究事項 ・ 地域全体の発展策・地域予算の活用法 ・ 地域協議会の役割の強化策
4	H21.7.24 丸子地域自治センター講堂 準工業地域における「特別用途地区」の指定について（報告） 上田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例について（報告） 調査研究事項 ・ 地域全体の発展策・地域予算の活用法 ・ 地域協議会の役割の強化策 ・ 分散会

回数	内容
5	H21.8.19 丸子地域自治センター 第1会議室 丸子勤労者福祉センター及び丸子情報館の廃止について わがまち魅力アップ応援事業の追加募集採択結果について 調査研究事項 ・丸子地域の予算活用事業 ・前回分散会会議内容 ・分散会
6	H21.9.17 丸子地域自治センター 第1会議室 交流・文化施設整備について（報告） 丸子地域循環バス（まりんこ号）実証運行の改正について 調査研究事項 ・前回分散会会議内容について ・地域協議会の役割の強化策について ・地域全体の発展策・地域予算の活用法 について ・分散会
7	H21.10.23 丸子地域自治センター 第1会議室 丸子地域における地籍調査事業の現状と今後の事業計画予定について（報告） 旧丸子町「宣言」看板の変更について 調査研究事項 ・前回分散会会議内容について ・地域協議会の役割の強化策について ・地域全体の発展策・地域予算の活用法について ・分散会
8	H21.11.20 丸子地域自治センター 第1会議室 調査研究事項 ・地域協議会の役割の強化策について ・地域全体の発展策・地域予算の活用法について ・わがまち魅力アップ応援事業の審査方法について ・カネボウ食堂棟活用推進専門委員会 ・防犯灯 LED化専門委員会
9	H21.11.20 丸子地域自治センター 講堂 カネボウ丸子工場跡地利用について 交流・文化施設について 上田市未来っ子ががやきプラン骨子案に対する意見募集について 丸子公民館関係について ・子どもの日行事補助金 ・丸子図書館建設 ・丸子公民館移転 平成 22年度わがまち魅力アップ応援事業の募集について 調査研究事項 ・地域協議会のあり方に関する意見書について ・カネボウ食堂棟活用検討専門部会 ・防犯灯 LED化検討専門部会
10	H22.1.19 丸子地域自治センター 第1会議室 上田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例について 調査研究事項 ・地域協議会のあり方に関する意見書について ・わがまち魅力アップ応援事業の審査方法について ・専門部会

回数	内容
11	H22226 丸子地域自治センター 第1会議室 ・わがまち魅力アップ応援事業平成 22年度応募事業現地調査 防犯灯 LED化の意見書について 製造業の振興を狙った先進地との人・モノ・情報のビジネス交流事業の実施について わがまち魅力アップ応援事業の平成 22年度応募状況について 調査研究事項 ・カネボウ食堂棟活用検討専門部会の報告 ・専門部会
12	H22312 丸子地域自治センター 第1会議室 わがまち魅力アップ応援事業・平成 22年度事業プレゼンテーション・選考協議 製造業の振興を狙った先進地との人・モノ・情報のビジネス交流事業の実施について 調査研究事項 ・カネボウ食堂棟活用検討専門部会の報告 ・専門部会
13	H22319 丸子文化会館小ホール わがまち魅力アップ応援事業・平成 21年度事業実績報告会(18団体の発表) 調査研究事項 ・カネボウ食堂棟活用検討専門部会の報告 ・第三期地域協議会への引継ぎ事項について